



資料編

1 関係機関等の連絡先

1-1 防災関係機関

1 市及びその出先機関（一部佐久広域分を含む）

名 称	所 在 地	電話番号	所管課
小 諸 市 役 所	小諸市相生町三丁目3-3	0267-22-1700	総務課
小 諸 市 人 権 セ ン タ ー	小諸市御幸町一丁目10-11	0267-23-5521	人権政策課
小 諸 消 防 署	小諸市与良町六丁目5-6	0267-24-0119	佐久広域連合
高 峰 聖 地 公 園	小諸市己高峰2-5	0267-22-1700	生活環境課
浅 麓 環 境 施 設 組 合	小諸市甲1845	0267-22-7710	浅麓組合
子 ど も セ ン タ ー	小諸市与良町六丁目5-2	0267-23-5567	こども家庭支援課
ひ ま わ り 園	小諸市大字諸628-4	0267-23-3687	福祉課
小 諸 市 福 祉 企 業 セ ン タ ー	小諸市加増一丁目2-18	0267-22-1586	福祉課
多機能型福祉施設 小諸みかげ	小諸市大字御影新田2238-1	0267-26-1301	福祉課
小 諸 市 東 保 育 園	小諸市大字八満70	0267-22-2553	こども家庭支援課
小 諸 市 南 保 育 園	小諸市大字御影新田1265-1	0267-22-2090	こども家庭支援課
小 諸 市 美 里 保 育 園	小諸市大字市662-10	0267-22-1687	こども家庭支援課
小 諸 市 千 曲 保 育 園	小諸市大字山浦3190-1	0267-22-0504	こども家庭支援課
小 諸 市 西 保 育 園	小諸市大字滋野甲907-1	0267-22-4059	こども家庭支援課
南 城 森 の 保 育 園	小諸市甲1991	0267-22-2400	こども家庭支援課
ク リ ー ン ヒ ル こ も ろ	小諸市菱平367-1	0267-26-0022	生活環境課
小 諸 市 浄 化 管 理 セ ン タ ー	小諸市大字大久保135	0267-22-3234	下水道課
小諸市野岸の丘総合福祉センター	小諸市与良町六丁目5-1	0267-25-7337	福祉課
ワ ー ク ポ ー ト 野 岸 の 丘	小諸市与良町六丁目5-3	0267-24-1244	健康づくり課
小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター	小諸市相生町二丁目2-22	0267-26-0315	市民課
小 諸 市 懐 古 園 事 務 所	小諸市丁311	0267-22-0296	商工観光課
小 諸 市 動 物 園	小諸市丁311	0267-22-0296	商工観光課
小 諸 市 児 童 遊 園 地	小諸市丁311	0267-22-0296	商工観光課
火 山 館	御代田町国有林167	0267-22-1700	商工観光課
小 諸 市 民 ガ ー デ ン	小諸市相生町一丁目1-9	0267-24-2525	商工観光課
小 諸 市 弓 道 場	小諸市丁313-ロ	0267-22-2001	スポーツ課
小諸市さわやかふれあい館	小諸市丁319	0267-22-2134	商工観光課
小 諸 市 立 坂 の 上 小 学 校	小諸市紺屋町三丁目2-1	0267-22-0224	学校教育課
小 諸 市 立 野 岸 小 学 校	小諸市与良町二丁目6-1	0267-22-0463	学校教育課
小 諸 市 立 東 小 学 校	小諸市大字柏木526	0267-22-0659	学校教育課

小諸市立水明小学校	小諸市大字諸101-1	0267-22-0772	学校教育課
小諸市立千曲小学校	小諸市大字山浦2955	0267-22-0770	学校教育課
小諸市立美南ガ丘小学校	小諸市大字御影新田1985	0267-22-2000	学校教育課
小諸市立小諸東中学校	小諸市加増三丁目5-1	0267-22-0595	学校教育課
小諸市立芦原中学校	小諸市新町二丁目6-1	0267-22-0071	学校教育課
市立小諸図書館	小諸市相生町三丁目3-3	0267-22-1019	文化財・生涯学習課
小諸市市民交流センター	小諸市相生町三丁目3-3	0267-25-1890	財政課
小諸市複合型中心拠点誘導施設	小諸市相生町二丁目2-22	0267-22-1700	財政課
小諸市文化会館	小諸市甲1275-2	0267-23-8880	文化財・生涯学習課
小諸市公民館	小諸市甲1275-2	0267-23-8880	文化財・生涯学習課
小諸市乙女湖体育館	小諸市甲1273	0267-23-8880	文化財・生涯学習課
小諸市立藤村記念館	小諸市丁315-1	0267-22-1130	文化財・生涯学習課
小諸市立小山敬三美術館	小諸市丁221-3	0267-22-3428	文化財・生涯学習課
小諸市立小諸義塾記念館	小諸市古城二丁目1-8	0267-22-1130	文化財・生涯学習課
小諸市立天領の里・御影用水史料館	小諸市大字御影新田894-24	0267-25-1210	文化財・生涯学習課
市立小諸高原美術館・白鳥映雪館	小諸市大字菱平2805-1	0267-26-2070	文化財・生涯学習課
市立小諸高濱虚子記念館	小諸市与良町二丁目3-24	0267-26-3010	文化財・生涯学習課
古文書調査室	小諸市大手二丁目9-1	0267-22-0913	文化財・生涯学習課
小諸市総合体育館	小諸市乙1189-1	0267-23-3800	スポーツ課
小諸市武道館	小諸市乙1189-1	0267-23-3800	スポーツ課
小諸市総合運動場	小諸市己高峰2-173	0267-22-1700	スポーツ課
小諸市営球場	小諸市御幸町一丁目18	0267-22-6347	スポーツ課
和田体育館	小諸市和田556-1	0267-23-9156	スポーツ課
小諸市南城公園	小諸市甲1984	0267-23-7287	都市計画課
小諸市四ツ谷集会所	小諸市大字柏木313-5	0267-22-2958	人権政策課
小諸市荒堀集会所	小諸市加増一丁目11-3	0267-23-2903	人権政策課
小諸市平原集会所	小諸市大字平原739-1	0267-26-6015	人権政策課
小諸市一ツ谷集会所	小諸市大字御影新田1420-2	0267-22-1700	人権政策課
小諸市与良集会所	小諸市甲1533-7	0267-22-1700	人権政策課
小諸市上坂集会所	小諸市大字加増715-1	0267-23-7418	人権政策課
小諸市加増集会所	小諸市大字加増823-15	0267-22-1700	人権政策課
小諸市やすらぎ会館	小諸市古城一丁目4-26	0267-24-1333	財政課
小諸市北国街道ほんまち町屋館	小諸市本町二丁目2-9	0267-25-2770	商工観光課
小諸市北国街道荒町館	小諸市荒町一丁目6-7	0267-22-1700	商工観光課
小諸市北国街道与良館	小諸市与良町二丁目3-3	0267-23-8040	商工観光課
あぐりの湯こもろ	小諸市大字大久保1145-1	0267-24-4126	農林課
小諸市農産物加工施設	小諸市大字御影新田2107-1	0267-25-1706	農林課
小諸市西小諸活性化施設みはらし交流館	小諸市大字滋野甲4162-189	0267-22-1700	農林課

美南ガ丘児童館	小諸市大字御影新田1995-25	0267-23-5667	こども家庭支援課
東児童館	小諸市大字柏木524-21	0267-22-1717	こども家庭支援課
水明児童館	小諸市大字諸124-1	0267-25-0041	こども家庭支援課
野岸クラブ	小諸市八幡町二丁目2-4	0267-23-5611	こども家庭支援課
坂の上クラブ	小諸市紺屋町三丁目2-1	0267-22-0281	こども家庭支援課
ちくまキッズクラブ	小諸市大字山浦2951-1	0267-25-0014	こども家庭支援課
小諸市高齢者福祉センターこもれび	小諸市相生町二丁目2-22	0267-22-5550	高齢福祉課

2 消防

名称	所在地	電話番号	備考
佐久広域連合消防本部	佐久市中込2947	0267-64-0119	
小諸消防署	小諸市与良町六丁目5-6	0267-24-0119	

3 県関係及びその出先機関

(1) 県関係

名称	所在地	電話番号	備考
県危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7184	
佐久地域振興局	佐久市跡部65-1	0267-63-3111	
佐久建設事務所	佐久市臼田2015	0267-82-3101	
東信教育事務所	小諸市与良町六丁目5-5	0267-31-0250	
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1	0267-63-3111	
長野県農業大学校(研修部)	小諸市大字山浦4857-1	0267-22-0214	
長野県小諸高等学校	小諸市東雲四丁目1-1	0267-22-0216	
長野県小諸商業高等学校	小諸市田町三丁目1-1	0267-22-0103	
長野県小諸養護学校	小諸市大字市824-3	0267-22-6300	

(2) 警察関係

名称	所在地	電話番号	備考
小諸警察署	小諸市八幡町三丁目3-9	0267-22-0110	
小諸駅前交番	小諸市相生町一丁目1-8	0267-22-4836	
美南交番	小諸市御影新田1441-3	0267-25-3730	

4 指定地方行政機関及び出先機関

名称	所在地	電話番号	備考
東信森林管理署	佐久市臼田1822	0267-82-2039	
東信森林管理署東部森林事務所	東御市県303-3	0268-62-0372	
関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108	026-233-2500	

長野国道事務所上田出張所	上田市踏入二丁目16-33	0268-22-2737	
小諸労働基準監督署	小諸市三和一丁目6-22	0267-22-1760	
佐久公共職業安定所小諸出張所	小諸市御幸町二丁目3-18	0267-23-8609	
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738	
国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所浅間山出張所	御代田町御代田2440-12	0267-32-0190	

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
陸上自衛隊 第13普通科連隊	松本市高宮西1-1	0263-26-2766	

6 指定公共機関・指定地方公共機関及びその出先機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
中部電力パワーグリッド(株) 佐久営業所	佐久市大字跡部167-1	0120-984-503	
東京電力リニューアブルパワー(株) 千曲川事業所	小諸市田町二丁目3-2	0267-22-2250	
長野都市ガス(株)東信支店	佐久市岩村田1718-3	0267-68-5252	
長野LP協会佐久支部	佐久市跡部65-1	0267-63-3450	
しなの鉄道(株)小諸駅	小諸市相生町一丁目1-1	0267-22-0141	
JRバス関東(株)小諸支店	小諸市与良町三丁目1-3	0267-22-0588	
千曲バス(株)小諸営業所	小諸市大字加増581-1	0267-22-2100	
日本郵便(株)小諸郵便局	小諸市紺屋町二丁目9-1	0267-22-0070	
N T T 東日本(株)長野支店	長野市大字南長野新田町 1137-5	026-225-4389	
東日本高速道路(株)関東支社 長野管理事務所	長野市松代町東寺尾字村北 1195-2	026-278-7292	

7 公共的団体等（協力団体を含む。）

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
佐久浅間農業協同組合小諸支所	小諸市相生町二丁目3-5	0267-22-9406	
佐久浅間農業協同組合 小諸支所三岡店	小諸市大字耳取930-1	0267-22-1340	
佐久浅間農業協同組合 小諸支所北大井店	小諸市大字柏木546-8	0267-22-0955	
佐久浅間農業協同組合 小諸支所大里店	小諸市大字諸132-5	0267-22-1170	
佐久浅間農業協同組合 小諸支所南大井店	小諸市大字御影新田801	0267-22-1247	

小諸商工会議所	小諸市相生町三丁目3-12	0267-22-3355	
小諸市消防団	小諸市与良町六丁目5-6	0267-24-0119	小諸消防署
小諸北佐久医師会	小諸市相生町三丁目3-1	0267-22-0160	
北佐久歯科医師会	小諸市柏木501-15	0267-25-3456	
小諸北佐久薬剤師会	小諸市田町二丁目3-14	0267-24-7072	
小諸市社会福祉協議会	小諸市与良町六丁目5-1	0267-25-7337	
小諸市日赤奉仕団	小諸市与良町六丁目5-1	0267-25-7337	小諸市社会福祉協議会
小諸市衛生自治会	小諸市相生町三丁目3-3	0267-22-1700	生活環境課
小諸交通安全協会	小諸市八幡町三丁目3-9	0267-23-5525	小諸警察署
小諸防犯協会連合会	小諸市八幡町三丁目3-9	0267-22-4051	小諸警察署
小諸市暴力追放推進協議会	小諸市相生町三丁目3-3	0267-22-1700	危機管理課
こもろ観光局	小諸市大手一丁目6-16	0267-22-1234	商工観光課
遭対協小諸支部	小諸市相生町三丁目3-3	0267-22-1700	危機管理課
佐久森林組合	小諸市大字平原969-1	0267-22-8501	
J A全農長野東信事業所	小諸市大字諸417	0267-24-1150	
小諸市土地改良連合会	小諸市加増三丁目6-22	0267-22-7100	
浅麓工業企業組合	小諸市甲1843-3	0267-22-1322	
小諸北佐久シルバー人材センター	小諸市六供二丁目2-5	0267-24-0333	
(株)水みらい小諸	小諸市大字諸132-5	0267-24-0054	

8 近隣市町村

名称	所在地	電話番号	備考
佐久市	佐久市中込3056	0267-62-2111	〒385-8501
軽井沢町	軽井沢町大字長倉2381-1	0267-45-8111	〒389-0192
御代田町	御代田町大字馬瀬口1794-6	0267-32-3111	〒389-0292
立科町	立科町大字芦田2532	0267-56-2311	〒384-2305
東御市	東御市県281-2	0268-62-1111	〒389-0592
群馬県嬭恋村	群馬県吾妻郡嬭恋村大前110	0279-96-0511	〒377-1692

9 民間社会福祉施設、幼稚園等

名称	所在地	電話番号	備考
特別養護老人ホーム愛灯園	小諸市己143-1	0267-22-8177	
特別養護老人ホーム菊の園	小諸市大字滝原257-6	0267-24-5111	
小規模特別養護老人ホームあさがお	小諸市東雲五丁目7-1	0267-25-6511	

特別養護老人ホーム小諸愛の郷	小諸市甲1693-6	0267-46-8081	
特 養 の ぞ み の 郷	小諸市大字和田966-151	0267-25-1160	
ケ ア ハ ウ ス の ぞ み	小諸市和田966-151	0267-25-1161	
ケ ア ハ ウ ス や ま び こ	小諸市大字柏木1326-1	0267-26-2727	
ショートステイ佐久だいら	小諸市市338-3	0267-24-7654	
寿園介護ステーションデイサービス	小諸市大字御影新田2090-1	0267-22-7711	
さんえいコモンズ小諸	小諸市大字市337-1	0267-31-6560	
宅 幼 老 所 あ ん だ ん て	小諸市相生町三丁目1-7	0267-22-4079	
宅 幼 老 所 い ず み	小諸市大字諸245-2	0267-25-6860	
宅 幼 老 所 野 い ち ご	小諸市大字御影新田2238-6	0267-25-1815	
宅 幼 老 所 サ ポ ー ト す み れ	小諸市大字加増982-2	0267-25-2535	
デイサービスセンターあさま	小諸市大字耳取948-1	0267-26-2288	
デ イ サ ー ビ ス 桜 花	小諸市八満68-1	0267-26-0807	
デイサービスセンターのぞみ	小諸市東雲6-2-3	0267-25-0766	
デイサービスセンターやまびこ	小諸市大字柏木1326-1	0267-26-2727	
みんなの家タブノキ	小諸市大字市97	0267-31-5605	
寄り合い処ふらっとこもろ	小諸市御幸町一丁目10-6	0267-26-0233	
あったかほーむ桜花	小諸市大字八満68-9	0267-26-0223	
小規模多機能型居宅介護事業所のぞみ	小諸市大字和田966-151	0267-25-1161	
介護老人保健施設しののめの里	小諸市東雲五丁目8-1	0267-25-7591	
介護老人保健施設メディトピア小諸	小諸市大字諸351	0267-23-6133	
老人保健施設こまくさ	小諸市南町二丁目2-27	0267-25-1770	
グループホームせせらぎ	小諸市加増851-19	0267-26-5355	
グループホーム柳橋	小諸市諸407	0267-26-6613	
グループホームやまびこの家	小諸市柏木1326-1	0267-26-3066	
の ぞ み の 家	小諸市和田840-5	0267-25-0760	
あ す か 小 諸	小諸市相生町一丁目3-3	0267-22-6370	
ケアホームささやき	小諸市東雲六丁目2-3	0267-25-0767	
ケアホームわだ	小諸市和田215-2	0267-25-0757	
ケアライフ小諸	小諸市御幸町一丁目10-8	0267-26-0255	
ことぶきの家 小 諸	小諸市御影新田2090-1	0267-22-7711	
ことぶきの家 東 小 諸	小諸市加増1-15-15	0267-22-5113	
ことぶきの家 御 影	小諸市御影新田2257-1	0267-26-0345	
ことぶきの家 美 里	小諸市市1018-35	0267-23-1513	
ことぶきの家 南 館	小諸市大字御影新田2090-1	0267-22-8811	
ひ ま わ り 小 諸	小諸市八満2136-3	0267-31-3610	
サービス付高齢者専用住宅 柳橋	小諸市大字諸352-4	0267-41-0741	
タウンコート の ぞ み	小諸市大字御影新田2569-1	0267-24-3311	

ワールドステイ グラン・池の前	小諸市御影新田2190-3	0267-31-6541	
小 諸 学 舎	小諸市大字塩野1-88	0267-22-5545	
や ま び こ 園	小諸市大字柏木1328	0267-23-9515	
お む す び 作 業 所	小諸市大字菱平187	0267-22-3844	
し の の め 作 業 所	小諸市甲4127-19	0267-22-9395	
や ま び こ 小 諸 荘	小諸市本町三丁目21-5	0267-25-6055	
ト ー セ ン 本 社	小諸市和田976-12	0267-41-0568	
天 池 作 業 所	小諸市甲4599-2	0267-25-8865	
卯 の 花 作 業 所	小諸市加増742-4	0267-25-2644	
リカバリープレイス伊勢腰	小諸市甲4557-1	0267-31-0360	
あ じ さ い の 家	小諸市御影新田2460-60	0267-22-1765	
グ ル ー プ ホ ー ム 芦 原	小諸市両神14-10	0267-25-1740	
グ ル ー プ ホ ー ム 天 池	小諸市甲4599-11	0267-25-8865	
グ ル ー プ ホ ー ム お む す び	小諸市大字菱平1284-7	0267-23-6015	
グ ル ー プ ホ ー ム 七 草	小諸市菱平1284-2	0267-23-6015	
グ ル ー プ ホ ー ム 与 良 町	小諸市与良町五丁目5-4	0267-25-1002	
ケアホームやまびこ乙女	小諸市乙女1510-2	0267-31-6212	
塩 野 生 活 舎	小諸市大字塩野1-100	0267-22-5514	
は こ べ の 家	小諸市東雲三丁目12-7	0267-24-8211	
み ゆ き 生 活 舎	小諸市御幸町一丁目5-24	0267-31-6210	
さ く ら 保 育 園	小諸市六供一丁目7-1	0267-23-1601	
ポ ッ ポ の 家 保 育 園	小諸市与良町三丁目3-5	0267-23-3819	
暁 の 星 幼 稚 園	小諸市田町二丁目3-33	0267-22-0693	
小 諸 野 岸 幼 稚 園	小諸市与良町二丁目9-13	0267-22-2406	
小 諸 幼 稚 園	小諸市三和一丁目5-16	0267-22-0355	
し ら か ば 幼 稚 園	小諸市甲1812-2	0267-22-2327	
み す ず 幼 稚 園	小諸市東雲三丁目15-4	0267-22-1138	
小 諸 看 護 専 門 学 校	小諸市相生町三丁目3-1	0267-22-0160	

2 関係条例・規則等

2-1 小諸市防災会議条例 (昭和38年3月30日 条例第12号)

改正	昭和40年9月28日	条例第34号	平成22年6月30日	条例第8号
	昭和41年3月30日	条例第4号	平成24年9月27日	条例第26号
	平成12年3月23日	条例第1号	平成29年9月26日	条例第31号
	平成31年3月26日	条例第16号		

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定により、小諸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小諸市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 長野県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 長野県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市の職員（特別職を含む。）のうちから市長が任命する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 佐久広域連合小諸消防署長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 市民
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (12) その他市長が必要と認める者

- 6 前項第10号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。
- 7 第5項第1号から第5号まで及び第9号から第12号までの委員の定数は、35人以内とする。
- 8 第5項第1号から第5号まで及び第9号から第12号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（補則）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年9月28日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年3月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の条例の規定により、現に委員となっている者については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月26日条例第31号）

この条例は、公布の日に在任する小諸市防災会議の委員の任期満了の日の翌日から施行する。

附 則（平成31年3月26日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（小諸市水防協議会条例の廃止）

- 2 小諸市水防協議会条例（平成元年小諸市条例第20号）は、廃止する。

2-2 小諸市災害対策本部条例 (昭和38年3月30日 条例第13号)

改正 平成12年3月23日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、小諸市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-3 欠

2-4 小諸市消防団条例 (平成28年3月18日 条例第17号)

改正 令和元年9月30日条例第30号 令和6年12月25日条例第39号
令和6年3月29日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任命、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小諸市に消防団を設置する。

(名称及び区域)

第3条 消防団の名称は、小諸市消防団とし、管轄区域は、小諸市の区域とする。

(定員)

第4条 消防団員（以下「団員」という。）の定数は、700人とする。

(任命)

第5条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、市長が任命する。

2 団長以外の団員は、次の各号の全てに該当する者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 小諸市内に居住し、又は勤務し、若しくは在学する者。ただし、音楽隊員は、この限りでない。
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 心身ともに健康な者

(退職)

第6条 団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出なければならない。

(欠格事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 第4条に規定する定員の改廃により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その身分を失う。

(1) 前条第1号及び第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第5条第2項第1号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

(服務規律)

第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときには、あらかじめの指示に従い出動し、職務に従事しなければならない。

2 団員は、警戒等必要な場合は、上司の承認のもと、活動することができる。

第11条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(2) 職務に関し、金品の寄贈又は供応接待を受け、又はこれを請求してはならないこと。

(3) 貸与品、給与品等を大切に保管し、職務以外においてこれを使用してはならないこと。

(4) 機械器具その他設備資材は、職務以外においてこれを使用してはならないこと。

(5) 団員は、消防団又は団員の名義をもって特定の政党等の政治団体を支持し、関与してはならないこと。

(6) 消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団行動を行ってはならないこと。

(報酬及び費用弁償)

第13条 団員の報酬及び費用弁償は、小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年小諸市条例第20号）の定めるところによる。

(公務災害補償)

第14条 団員で公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法は、小諸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小諸市条例第23号）の定めるところによる。

(退職報償金)

第15条 団員の退職報償金は、小諸市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年小諸市条例第33号）の定めるところによる。

（補則）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 小諸市消防団員条例（昭和29年小諸市条例第15号）

(2) 小諸市消防団の設置、名称及び区域に関する条例（昭和40年小諸市条例第25号）

附 則（令和元年9月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第26号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月25日条例第39号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

2-5 小諸市消防団規則 (平成28年3月30日 規則第20号)

小諸市消防団規則(昭和29年小諸市規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定により、消防団の組織及び消防団員の階級、その他消防団の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に本部、分団及び音楽隊を置き、分団に部を置く。

2 分団の名称及び区域等は、別表第1のとおりとする。

(階級及び職務)

第3条 消防団員の階級及び職務は、別表第2のとおりとする。

(職名及び定員)

第4条 消防団本部に消防団長、副団長及び消防主任、機能別分団を置く。

2 分団に分団長及び副分団長を置く。

3 部に部長及び班長を置く。

4 音楽隊に音楽隊長、副音楽隊長及びラッパ長、班長を置く。

5 消防団に顧問及び参与を置くことができる。

6 第1項から第4項までの規定に置かれる職に充てる消防団員の階級及び定員は、別表第3のとおりとする。

(任期)

第5条 消防団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(宣誓)

第6条 新たに団員に任命された者は、別記様式の宣誓書に署名押印し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(出動)

第7条 火災、水害及び他の災害現場に出動する緊急車両(以下「消防車」という)に乗車する団員は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 招集された団員の上席者又は招集された団員が同階級であった場合、分団又は部で取り決めた者(以下「責任者」という。)は、消防車の運転及び取扱者(以下「機関員」という。)の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 団員及び消防吏員以外の者を乗車させてはならない。
- (3) 交通法規を遵守し、協力して事故の防止に努めなければならない。

第8条 団員は、市長の許可を得ないで、市の区域外の火災、水害及びその他の災害現場(以下

「火災等の災害現場」という。)に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(活動)

第9条 火災等の災害現場に到着した時は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮のもとに行動すること。
- (2) 分団は、相互に連絡協調すること。

第10条 火災等の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、市長及び消防長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

第11条 火災等の災害現場において責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 災害の状況を必要に応じ、市長に報告しなければならない。
- (2) 火災の現場においては、原因の調査に必要な現場保存を努めなければならない。
- (3) 放火の疑いある場合は、直ちに市長、消防長及び警察職員に通報するとともに、事件は慎重に取り扱い、公表は差し控えなければならない。

(資器材の管理)

第12条 消防団は、配備された資器材を常に使用し得る状態に整備しておかなければならない。

(文書簿冊の整備)

第13条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 関係法規例規綴
- (2) 消防団員名簿
- (3) 貸与品及び資材台帳
- (4) 勤務日誌
- (5) 出動区域内水利台帳及び地水利図
- (6) 金銭出納簿
- (7) 雑書綴

(年次計画)

第14条 団長は、消防事務の年次計画を立て、団員に周知しなければならない。

(表彰)

第15条 市長及び団長は、次の事項に該当すると認められた場合に表彰を行うことができる。

- (1) 水火災その他災害の予防警戒又は防御において、功績拔群で他の模範となる場合
- (2) 水火災その他の現場において、人命救助を行った場合
- (3) その他特に必要のある場合

(補則)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

消防団名	分団名	区 域 等
小諸市消防団	本部	女性消防隊、機能別分団
	第1分団	中央(小諸)地区
	第2分団	北大井地区
	第3分団	大里地区
	第4分団	川辺地区
	第5分団	三岡地区
	第6分団	南大井地区
	第7分団	西小諸地区
	音楽隊	ラッパ隊、小諸市全域

別表第2 (第3条関係)

階 級	職 務 内 容
団長	消防団の事務を統括し、団員を指揮監督する。
副団長	団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代理する。
分団長	上司の命を受け、当該分団の事務を掌握し、所属の団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故あるときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌握し、所属の団員を指揮監督する。
班長	上司の命を受け、所属の団員を指揮監督する。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

別表第3 (第4条関係)

階 級	職 名	定 員
団長	消防団長	1
副団長	副団長	2
分団長	消防主任	1
	分団長	7
	音楽隊長	1
副分団長	副分団長	7
	副音楽隊長	1
部長	部長	35
	ラッパ長	1
班長	班長	103
	女性消防隊長	1
団員	団員	690

別記様式（第6条関係）

宣 誓 書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、法令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

小諸市消防団

氏 名 ④

2-6 災害救助法による救助の程度と期間

令和5年度災害救助基準

令和5年6月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

				4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分	1世 人帯	2世 人帯	3世 人帯	4世 人帯	5世 人帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全流	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	11,600
半壊 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

	のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通

		○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金		常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じ	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

		て得た額の合計額以内とすること。																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="587 275 611 297">イ</td> <td data-bbox="627 275 1281 297">3千万円以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 304 611 327">ロ</td> <td data-bbox="627 304 1281 327">3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 333 611 356">ハ</td> <td data-bbox="627 333 1257 356">6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 362 611 385">ニ</td> <td data-bbox="627 362 1233 385">1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 392 611 414">ホ</td> <td data-bbox="627 392 1233 414">2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 421 611 443">へ</td> <td data-bbox="627 421 1233 443">3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 450 611 472">ト</td> <td data-bbox="627 450 1121 472">5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table>					イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	へ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を超える部分の金額については100分の4
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
へ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
 - イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
 - ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
 - エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
 - オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費
- (3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別 表（第3条関係）

地域区分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

3-2 欠

3-3 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市

町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	<u>上伊那</u> 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	<u>上伊那</u> 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

3-4 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付

するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。
(実施細則の改定)
- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。
(実施細則の成立)
- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

3-5～3-7 欠

3-8 姉妹都市災害時相互支援協定書〔滑川市〕

滑川市と小諸市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援体制について、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、支援要請を受けた市（以下「支援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「支援職員等」という。）及び機器機材を相互に出動させ又は調達して支援するものとする。

- (1) 救援活動及び救急活動
- (2) 消防活動及び給水活動
- (3) 公共施設復旧活動及び行政事務活動
- (4) 児童生徒の一時入学及び被災者の受入れ業務
- (5) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (6) 避難所の設置及び運営業務
- (7) 被災者の介護及び医療等の業務並びにボランティアの斡旋
- (8) その他特に要請があった事項

（支援要請の手続き）

第2条 支援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 災害の概況及び支援を要する事由
- (2) 支援の種類並びに支援職員等及び機器物資数
- (3) 活動内容並びに集結場所及び支援場所への経路
- (4) 支援の期間
- (5) その他必要な事項

（支援活動）

第3条 支援要請を受けた場合、支援市は、直ちに必要な支援を実施するものとする。

2 被災市の支援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、支援を実施できるものとする。

3 支援市は、支援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 小諸市総務部総務課長
- (2) 滑川市総務部庶務課長

（指揮権）

〔小諸防〕

第5条 支援活動に従事する支援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（支援活動に対する便宜供与）

第6条 被災市にあっては、支援活動に従事する支援職員等が行う支援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第7条 支援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援のために要した費用については、原則として支援市の負担とする。
- (2) 支援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は支援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。
- (3) 支援職員等が支援活動遂行中又は被災市への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、支援市がその災害補償をする。
- (4) 支援活動に従事する支援職員等が1月を超える派遣となる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣とする。この場合、平成7年2月23日付自治省行政局公務員部公務員課長通知「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について（通知）」を準用する。
- (5) 支援活動に従事する支援職員等が支援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。
- (6) その他前各号によりがたい費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成7年8月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年7月24日

記名押印 〔略〕

3-9 姉妹都市災害時相互応援に関する協定書〔中津川市・大磯町〕

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、文豪島崎藤村ゆかりの文化的交流で結ばれる中津川市と小諸市、大磯町（以下「姉妹都市」という。）において災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請手続)

第3条 応援を要請する市町（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第5条 応援のために派遣された職員は、要請都市の長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援都市の負担とする。

2 前項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度姉妹都市が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出勤)

第8条 災害が発生し、被災市町との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第6条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第9条 姉妹都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(情報提供等)

第10条 姉妹都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、姉妹都市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成17年11月15日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、各市町の長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年11月15日

記名押印 〔略〕

3-10 災害時の医療救護活動に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と一般社団法人小諸北佐久医師会（以下「乙」という。）及び北佐久歯科医師会（以下「丙」という。）とは災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、小諸市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護に対する乙及び丙（以下「乙等」という。）の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動マニュアル）

第2条 乙等は、災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙等は、マニュアルを変更したときは、速やかに変更後のマニュアルを甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙等に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙等は、前項の要請を受けたときは、マニュアルに基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、乙等が第1項の規定による甲からの要請を待たずに医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 乙等が派遣する医療救護班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、甲が乙等のそれぞれの代表者を通じて行う。

2 乙等のそれぞれの代表者は医療救護活動の総合調整を図るため、必要に応じて協議するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙等が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検案

(6) その他必要な事項

(医薬品等の供給)

第6条 乙等が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護所の設置等)

第7条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙等の協力を得て救護所を設置する。

3 甲は、救護所において医療救護活動に必要な給食及び給水を行うものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。なお、医療費に未払いが生じた場合は、甲、乙等が協議して必要な処置を取るものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲は、乙等が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第10条 甲は、医療救護活動従事中に乙等が災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小諸市条例第29号）に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

2 第7条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第11条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙等が協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第12条 乙等は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙等は、第9条に規定する費用及び第10条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を精査し、適当であると認めるときは、その費用を速やかに乙等に支払うものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙等が協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成31年1月25日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙各々が記名押印のうえ、各自1通をそれぞれ保有する。

平成31年1月25日

記名押印 [略]

3-11 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成31年1月25日付をもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙等は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第1号）、「医療報告書」（様式第2号）、「助産報告書」（様式第3号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙等は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告書）

第3条 乙等は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第6号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第13条に規定する費用弁償等の請求は、乙等が各医療班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第7号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第8号）及び「医療施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書」（様式第9号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等を、関係書類を確認のうえ、速やかに乙等に対し支払うものとする。

平成31年1月25日

記名押印 〔略〕

様式 〔略〕

別 表

費用の種類	対象者	費用算定の基礎となる規定
日 当		災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅 費	医 師 歯科医師 保健師 助産師	小諸市特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例（昭和32年条例第19号）及び職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第27号）による。この場合において、医師及び歯科医師は特別職等、保健師、助産師、看護師及び歯科衛生士は一般職の職員の規定を適用する。
時 間 外 勤務手当	看護師 歯科衛生士	小諸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第29号）の例による。この場合において、同条第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

3-12 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と一般社団法人小諸北佐久薬剤師会（以下「乙」という。）とは災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、小諸市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護及び医薬品等の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害時医療救護活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、マニュアルを変更したときは、速やかに変更後のマニュアルを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じ乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、マニュアルに基づき、薬剤師班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、乙が第1項の規定による甲からの要請を待たずに薬剤師班を派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第4条 乙が派遣する薬剤師班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、甲が乙等の代表者を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所及び医薬品等の集積場所において医療救護を行う。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護班への薬剤服用に関する助言
- (3) 医療品等の仕分け及び管理
- (4) その他必要な事項

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

2 甲から医薬品の供給の要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（救護所の設置等）

第7条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、救護所において薬剤師活動に必要な給食及び給水を行うものとする。

(調剤費)

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償等)

第9条 甲は、乙等が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する費用
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 甲は、乙が医薬品等を供給した場合の実費を負担するものとする。

3 前2項に定める費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第10条 甲は、医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小諸市条例第29号）に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

(第三者に対する損害補償)

第11条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、第6条第2項の規定に基づき医薬品等を供給したときは、そのつど甲の定めるところにより報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条に規定する費用及び第10条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を精査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに乙に支払うものとする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成31年1月25日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月25日

記名押印 [略]

3-13 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する実施細則

平成31年1月25日付をもって締結した「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定に基づき薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第1号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき医薬品等を供給したときは、そのつど「医薬品等引渡し書」（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第3条 協定書第9条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第4条 協定書第13条に規定する費用弁償等の請求は、乙が各班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第5号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等を、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

平成31年1月25日

記名押印 [略]

別 表

費用の種類	対象者	費用算定の基礎となる規定
日 当	薬剤師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅 費		職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第27号）による。
時 間 外 勤務手当		小諸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第29号）の例による。この場合において、同条第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

3-14 災害時における郵便局と小諸市の協力に関する協定書

小諸市内の郵便局（以下、「甲」という。）と小諸市（以下、「乙」という。）とは、小諸市内に発生した地震その他の災害において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力事項）

第2条 甲の行う協力事項は次のとおりとする。

- (1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した場合の情報提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供
- (5) 小諸市災害対策本部への職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に乙から要請のあった事項

2 乙の行う協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、小諸市内に災害が発生し、相互に協力が必要と認めたときに、前条の協力事項について要請できるものとする。ただし、前条第1項第1号を除く。

2 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、その重要性に鑑み、それぞれの行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力するように努めなければならない。

（平常の取組等）

第4条 甲及び乙は、それぞれの防災計画の状況、連絡体制の整備及びこの協定の円滑な実施等のため、情報提供や協議を行うものとする。

2 甲は、小諸市内の防災訓練に参加することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては小諸郵便局副局長、乙においては小諸市総務部総務課長とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年2月27日

記名押印 [略]

3-15 災害時の応急措置に関する協定書

〔事業協同組合小諸市建設業協会・小諸市建設協議会〕

災害時における応急措置の万全を期すため、小諸市（以下「甲」という。）と事業協同組合小諸市建設業協会（以下「乙」という。）及び小諸市建設協議会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小諸市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙及び丙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙及び丙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要事項

（協力の実施）

第3条 乙及び丙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応急措置に従事するものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲、乙及び丙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の清算単価は、災害発生における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第5条 乙及び丙の現場活動中における災害については、甲が責任を負うものとする。

2 甲は、応急措置従事中に乙及び丙が災害を受けたときは、小諸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小諸市条例第23号）の規定に準じて補償を行うものとする。

3 乙及び丙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲、乙及び丙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙及び丙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

〔小諸防〕

第7条 乙及び丙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる項目をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び名簿
- (2) 応急措置に従事した人員のそれぞれの応援に従事した時間
- (3) 応急措置に使用した機械類の使用時間数
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙及び丙に対し速やかに協力要請の解除を報告するものとする。

(費用等の請求)

第8条 乙及び丙は、第4条に規定する費用及び第5条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めにより行うものとする。

(支払)

第9条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成15年7月29日から平成16年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲、乙及び丙のいずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成15年7月29日

記名押印 [略]

3-16 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱（抜粋）

長野県水道協議会の会員である、市町村、水道企業団、一部事務組合、県企業局が、地震等災害及び濁水により被害を受けた場合、長野県水道協議会長の要請に基づき、被災会員の住民への応急給水及び、施設の応急復旧等の必要な応援業務を行う。

1 相互応援地区

応援活動を迅速かつ適切に実施する為、相互応援地区（県下4地区）を設け、当該地区の会員をもって構成し、各地区毎に互選により代表理事を置く。（小諸市は東信地区に属する）東信地区の代表理事は佐久水道企業団。

2 応援地区会議

応援地区会議は各地区の理事4名をもって構成し、応援地区会議は、会長の指示により次の調査を行う。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な応援内容（応援人員・職種・機械器具及び資材の規格と必要量）
- (3) 集合の日時及び集合場所

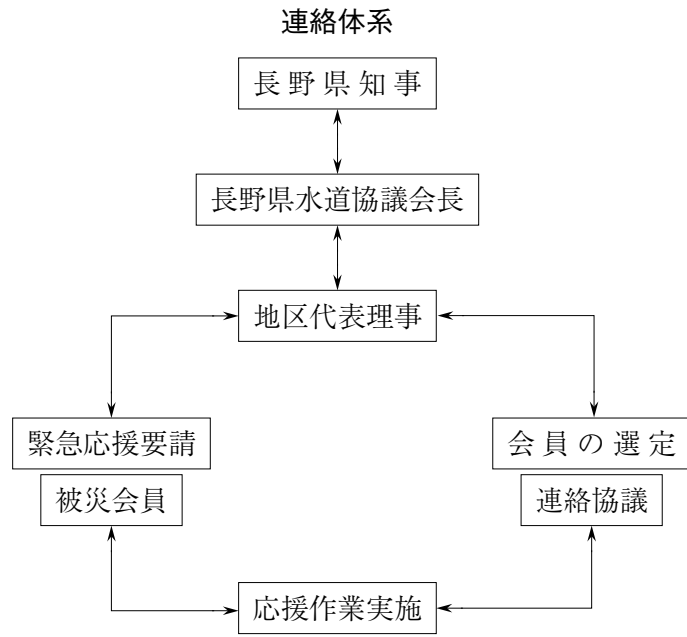
調査の結果を会長に報告し、応援を要請することにより、協議会長から必要な応援活動の指示を受け、被災会員以外の会員に出動要請を行う。

応援地区会議は次の事項を処理する。

- * 管内会員との連絡協議
- * 応援会員の選定
- * 応援の実施
- * 応援事務の整理

3 相互応援活動

- (1) 応急給水作業（原則として15日以内とする）
- (2) 応急給水浄水作業
- (3) 応急復旧作業（期間は被災状況により、被災会員と協議した期間とする）
- (4) 応急給水及び応急復旧用の機械器具・資材の供出（応援会員の供出できる範囲内で供出するものとする）



3-17 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、小諸市内に、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、小諸市長小林俊弘（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの理事長米原俊夫（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。その際の乙の窓口は、コープながの佐久センター（TEL 0267-32-8868）とする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の応急生活物資等の供給も行うものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第8条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第4条および第7条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

(協定有効期間)

第13条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定書締結の日から1年間とする。

2 前項の協定期間満了の日1か月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成15年11月1日

記名押印 [略]

別表 1

優先供給品目	<ul style="list-style-type: none"> ★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（L・Sその他） ★果物（バナナ他） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none"> ●缶詰（イージーオープン） ●ハム・ソーセージ ●インスタントラーメン ●バター・ジャム ●緑茶・コーヒー・紅茶 ●米 ●粉ミルク ●電池 ●懐中電灯 ●ローソク ●マッチ、簡易ライター ●軍手 ●ポリバケツ ●飲料用ポリタンク ●カセット式ガスコンロ及びボンベ ●紙コップ・紙皿 ●トイレトペーパー ●洗剤・石けん ●紙おむつ ●生理用品 ●濡れティッシュ ●ゴミ袋 ●運動靴 ●下着・靴下 ●タオル ●毛布 ●かとり線香（夏季） ●使い捨てカイロ（冬季）

- (1) ☆印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

3-18 災害時における飲料水の提供に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供に関する協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、小諸市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、小諸市災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し飲料水の提供を要請し、乙は当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を提供する必要があるとき。
- (2) その他、甲が必要と認めるとき。ただし、この場合において、甲は乙に対し要請の前に協議を行うものとする。

（供給飲料水の範囲及び対価等）

第2条 乙が甲の要請に基づき提供する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、第4条に基づき設置した、メッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を甲に無償提供する。
- (2) 乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に提供する。提供場所は、避難所等甲の指定する場所に納入するものとする。なお、提供する飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲が乙に対して要請を行うことなく、前条第1項第1号の飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後速やかに乙に連絡を行うものとする。

（供給範囲の拡大）

第4条 甲及び乙は、第2条の機会の拡大を進め市民の安心の向上に努めるものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日の属する会計年度から起算して1年間とし、甲、乙

いずれか一方から協定解消を申し出ない限り、同一内容をもって継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年7月27日

記名押印〔略〕

3-19 災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定

小諸市（以下「甲」という。）と株式会社ツルヤ（以下「乙」という。）とは、災害時において、食料品を中心とした必要となる物資（以下「災害関連物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、住民生活の早期安定や被災者支援を図るため、災害関連物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が災害関連物資を必要とするときは、乙に対し災害関連物資の供給について、協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給協力を要請する物資の範囲は、要請時点で乙が調達し、供給が可能な物資とする。

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する災害関連物資の供給に関する要請は、物資発注書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後物資発注書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検及び改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、災害関連物資の優先供給及び運搬に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により災害関連物資の供給を実施したときは、物資供給報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。

（災害関連物資の運搬）

第6条 災害関連物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、乙は、必要に応じ甲に対して燃料補給体制など災害関連物資の運搬が円滑に実施できるよう協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により災害関連物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した災害関連物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 甲は、前2項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年8月20日

記名押印〔略〕

様式〔略〕

3-20 災害時における飲料水の提供に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、小諸市域での災害時における飲料水の提供（「飲料水提供」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、飲料水提供を要請することができる。

- (1) 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 前号の場合に加えて、災害が広域的なものであり、市域以外の災害救助のため、県又は他市町村から飲料水の調達のあっせんを要請された場合
- (3) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する猶予が無い場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（提供の実施）

第2条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けたときは、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供及び第4条に規定する運搬に対する協力を努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙に特別な理由があり、甲の要請に協力できない場合であっても、乙はその責めを負わない。

（費用負担）

第3条 第2条第1項の規定による飲料水提供により発生した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、飲料水の引き渡しまでの運賃を含む災害等発生直前時における適正な価格（災害等発生前の取引については、取引の適正な価格）を基準として算定する。

（運搬）

第4条 第2条第1項の規定による飲料水提供は、原則として、甲が、必要とする飲料水の数量、日時、運搬場所等を指定し、飲料水の引き渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙の営業拠点の在庫状況、交通事情等により、乙が変更を求める場合は、原則としてこれに応じるものとする。

2 甲は乙に対して、車両の提供等必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかからも協定解除の申し出がないときには、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年8月23日

記名押印〔略〕

3-21 災害時の緊急放送に関する協定書

小諸市長 芹澤 勤（以下「甲」という。）と株式会社コミュニティテレビこもろ 代表取締役 伊藤 光春（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小諸市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民に対し、迅速に災害及び防災に関する情報を提供することにより、市民の安全安心の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、噴火、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災等の非常の事態をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

（緊急放送の実施）

第3条 甲は、緊急放送の必要があると判断したときは、電話、ファクシミリ等により乙に緊急放送の実施を要請し、乙は、速やかに緊急放送を行う。

（緊急放送の内容）

第4条 緊急放送の内容は、甲が決定し、乙に伝達する。

2 甲は、緊急放送の内容について、住民の要望を的確に反映させるよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、あらかじめ連絡責任者を定める。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、直ちに相手方に通知する。

（費用負担）

第6条 乙は、緊急放送に要する経費を甲に請求しない。ただし、長期間継続的に緊急放送を必要とする場合は、別途協議するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から意思表示のないときは、協定期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各自1通を保持する。

平成19年12月12日

記名押印 〔略〕

3-22 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会佐久支部（以下「乙」という。）は、小諸市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小諸市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に甲が使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等（以下「判定等」という。）について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、災害時において、判定等を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（判定等の実施）

第3条 乙は、甲からの判定等の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、判定等を実施するものとする。

- 2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。
- 3 乙は、災害発生後速やかに判定等を実施するものとする。

（事前計画）

第4条 乙は、応急対策等の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 乙は、組織体制等を定めたとき又は変更したときは、その内容を甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、判定等に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、甲に報告するものとする。

- 2 乙は、判定等に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、応急危険度判定制度に基づく、必要最小限の経費とする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費の積算単価は、災害時における実勢単価とする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、判定等に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、小諸市消防団等公務災害補償条例（昭和41年9月30日小諸市条例第23号）の規定に基づき、甲が補償を行うものとする。

(経費等の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する災害補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の負担)

第9条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めるときは、その経費等を速やかに負担するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年5月21日から平成21年5月20日までとする。ただし、この協定の期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めていない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成20年5月21日

記名押印 [略]

3-23 災害時等における介護保険事業者等と行政との相互協力に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と別紙法人・事業所（以下「乙」という。）が運営を行う別紙施設等は、小諸市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は予想される場合（以下「災害時等」という。）における相互協力に関し、小諸市介護保険事業者等連絡会、小諸市介護保険事業者等連絡会施設間緊急時対応検討会を立会人とし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における、甲、乙間の円滑な相互協力が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 甲及び乙は、災害時等における相互協力が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（相互協力体制等）

第3条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

（防災用物資の備蓄及び災害時等の物的支援）

第4条 甲及び乙は、災害時等に備え、必要な物資をあらかじめ防災用物資として備蓄に努めるものとする。

2 甲及び乙は、災害時等に必要な物資について、連絡をとりあい、相互に可能な物的支援及び運搬を行うものとする。

（災害時等の情報提供）

第5条 乙は、災害時等に乙の施設の被害状況、近隣地域の状況について、定期的に甲に連絡するものとする。

2 甲は、災害時等に市内の被害状況、被災住民の状況、復旧の見込み、市内の介護保険施設等の被害状況について、定期的に乙に連絡するものとする。

（災害時等の避難者受入れ）

第6条 乙は、災害時等に甲の要請に応じて、可能な限り要介護高齢者等の受入に努めるものとする。

（災害時等の人的支援）

第7条 甲は、災害時等の緊急時に災害ボランティアの把握、確保を行うものとする。

2 乙は、災害時等に、派遣可能な職員について甲に報告するものとする。また、乙が被災した場合は、甲に対し必要な人的支援の要請を行うものとする。

3 甲は、自主的に、又は乙からの要請により、災害ボランティア、又はこの協定を締結する他の介護保険事業者等（以下、「事業者等」という。）から派遣された職員を乙に派遣するものと

する。

4 乙は、甲から事業者等への職員派遣を要請された場合、可能な限り速やかに派遣するよう努めるものとする。

(災害時等の施設入居者の受入れ)

第8条 甲は、災害時等に乙の施設が被災し、現に入居している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受入れ可能な事業者等の施設（デイサービス・宿泊施設等を含む）に速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

(災害時等の被災状況等の記録)

第9条 乙は、災害時等において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、単独又は合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第11条 甲及び乙は、必要時、本協定の内容について必要な意見交換会等を開催するものとする。

(協定の検証、見直し)

第12条 甲及び乙は、この協定について、次の項目等の検証を行い、必要があれば随時見直しを行うものとする。

- (1) 第3条の規定に基づく、連絡体制、対応窓口及び連絡方法
- (2) 第4条の規定に基づく、防災用物資の備蓄及び災害時等の物的支援
- (3) 第5条の規定に基づく、災害時等の報告及び連絡内容
- (4) 第6条の規定に基づく、要介護高齢者等の受入れ
- (5) 第7条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握、確保及びその活動内容等
- (6) 第8条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設
- (7) 第9条の規定に基づく、被災状況等の記録
- (8) 第10条の規定に基づく、災害時等の対応訓練
- (9) その他必要な事項

(必要経費)

第13条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等についてその都度協議を行うものとする。

(疑義)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書四通を作成し、甲乙及び立会人が記名押印のうえ、それぞれ一通を保有する。

平成26年12月12日

記名押印 [略]

災害協定事業者一覧

	法人・事業所名	協力施設 1	種別 1	協力施設 2	種別 2
1	社会福祉法人 愛灯園	特別養護老人ホーム 愛灯園	特別養護老人 ホーム	グリーンライフ 愛灯園	有料老人ホーム
2	社会福祉法人 ロング ライフ小諸	菊の園	特別養護老人 ホーム		
3	社会福祉法人 浅間福 社会	介護老人保健施設 しの のめの里	老人保健施設	地域密着型小規模特別養 護老人ホーム あさがお	地域密着型小 規模特別養護 老人ホーム
4	医療法人 柳泉会	介護老人保健施設 メデ イトピア小諸	老人保健施設	グループホーム 柳橋	グループホーム
5	こまくさケアセンター	老人保健施設 こまくさ	老人保健施設		
6	社会福祉法人 小諸青 葉福祉会	ケアハウスやまびこ	軽費老人ホーム	グループホーム やまび この家	グループホーム
7	社会福祉法人 のぞみ 福祉会	ケアハウスのぞみ	軽費老人ホーム		
8	㈱エスポワール	のぞみの家	グループホーム		
9	(有)シルバーケアのぞみ	ケアホームささやき	有料老人ホーム	ケアホームわだ	有料老人ホーム
10	(有)せゝらぎ	グループホーム せゝら ぎ	グループホーム		
11	社会福祉法人 山栄会	ショートステイ佐久だ いら	ショートステ イ		
12	T B C シルバーサービ ス株式会社	あすか小諸	有料老人ホーム		
13	㈱コトブキ	ことぶきの家 御影	有料老人ホーム	ことぶきの家 小諸	有料老人ホーム
14	エフビー介護サービス (株)	有料老人ホーム 桜花 有料老人ホーム ケアラ イフ小諸	有料老人ホーム	小規模多機能 あったか ほーむ桜花	小規模多機能 型居宅介護

3-24 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、小諸市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小諸市の地域について災害が発生又は、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 小諸市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 小諸市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年4月2日

記名押印 〔略〕

3-25 欠

3-26 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）並びに長野LP協会佐久支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が必要とするLPガスの供給及び保安に関する業務（以下「応急措置」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、応急措置を実施する必要がある場合は、次の各号に掲げる事項について、乙の会員が運営する事業所（以下「応援事業所」という。）に協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等へのLPガスの優先提供
- (2) 乙が取り扱う物資（前号に規定するLPガスを除く。）の供給、LPガス供給設備工事（機器の設置を含む。）及び保安のための要員の動員
- (3) 乙が法令等に基づき実施すべき緊急点検、修繕及び危険回避対策

2 甲は、乙に対し応急措置の協力を要請する場合は、LPガスの供給等要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭その他の連絡手段により要請し、事後に要請書をもって処理する。

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

4 乙は、甲が必要とする応急措置の内容に応援事業所のみで対応できない場合に、丙に応援の協力を要請するものとする。

（報告手続）

第2条 乙は、前条第1項各号に掲げる協力を行った場合には、救援実施報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条第1項各号に掲げる規定により乙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用（以下「費用」という。）については、特別な場合を除き甲が負担するものとする。この場合において、費用については、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第4条 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、その内容を確認し、請求書を受領した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（事故等）

第5条 乙は、応急措置の実施について、やむを得ぬ事由が発生し業務を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(従業者の災害補償)

第6条 甲は、第1条に掲げる協力業務において、乙及び丙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令の規定により、甲の責任において行うものとする。

- (1) 当該損害が損害を受けた会員の故意又は重大な過失に起因する場合
- (2) 当該損害について、乙、丙及び会員が締結している損害保険契約により、保険給付を受けられることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為に起因するものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力体制の構築)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿など必要な情報交換を行うものとし、その内容に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、平常時から防災知識の普及啓発や災害対策に関する協議を行うなど、この協定が円滑に実施されるよう協力していくこととする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月24日

記名押印 [略]

3-27 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）、長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合佐久支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙及び丙、並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（前2号に規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報等、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第3条 乙及び丙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙及び丙等に供給した石油類燃料等の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時の直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙及び丙等からの請求が供給先にあったときは、その費用を速やかに支払うよう、必要に応じて指示するものとする。

(事故等)

第6条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による協力要請により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙等が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

3 甲は、乙及び丙の組合員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について協力するものとする。

(市民への周知)

第9条 甲、乙及び丙は、協力してこの協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について、市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙等が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年12月15日

記名押印〔略〕

3-28 災害時の応急措置に関する協定書

災害時における応急措置の万全を期すため、小諸市（以下「甲」という。）と小諸市水道工事協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小諸市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ、定める額を甲が負担する。

- 2 前項の規定により、甲が負担する経費の清算単価は、災害発生における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第6条 乙の現場活動中における災害については、甲が責任を負うものとする。

- 2 甲は、応急措置従事中に乙が被災を受けたときは、小諸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小諸市条例第23号）の規定に準じて補償を行うものとする。
- 3 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害補償）

第7条 応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した人員及び、名簿
- (2) 応急措置に従事した人員のそれぞれの応援に従事した時間
- (3) 応急措置に使用した機器類の使用時間
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を報告するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は平成24年5月28日から平成25年3月31日までとする。

ただし、この協定の期間満了1月前までに甲、又は乙のいずれから何ら意思表示がないときは、更に期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年5月28日

記名押印〔略〕

3-29 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

小諸市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年4月17日

記名押印 [略]

様式 [略]

3-30 災害に係る情報発信等に関する協定

小諸市（以下「甲」という。）と、ヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、小諸市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が小諸市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙は、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲は、小諸市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲は、小諸市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲は、災害発生時の小諸市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲は、小諸市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙は、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲は、小諸市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙サービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年11月6日

記名押印 〔略〕

3-31 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定

小諸市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県警備業協会（以下「乙」という。）とは小諸市内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において交通及び地域安全の確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を迅速かつ円滑に行い、もって市民生活の早期安定等を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 この協定により甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等における緊急交通路の誘導及び災害現場での安全確保等に関する業務
- (2) 被災地における防火・防犯の安全パトロール
- (3) 避難所及び救済物資備蓄場所等の安全確保のための業務
- (4) 被災状況等の情報提供業務
- (5) その他甲において必要と認める安全確保のための業務

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し前条に規定する業務の遂行において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、要請を受けた業務（以下「要請業務」という。）を実施する。

- 2 前項の規定による要請業務の実施は、乙が、乙の会員である警備事業者（以下「警備事業者」という。）の従業員のうち、要請業務に対する専門的知識及び技能を有するもの（以下「警備員」という。）に従事させることにより行うものとする。
- 3 甲は、乙又は要請業務に従事する警備事業者に対し、必要な情報等を提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請業務の実施状況について、文書により速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 要請業務に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、別紙「警備料金の単価内訳表」に基づき算定する。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が乙に支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。
ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、要請業務に際し、乙又は警備事業者に生じた損害については、補償しないものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 要請業務中に第三者に対して損害を与えたときは、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(出動可能人員等の把握)

第11条 乙は、警備事業者ごとの出動可能人員等を地域別に把握し、毎年甲に通知するものとする。

2 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第12条 この協定及び実施細目に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年1月26日

記名押印 [略]

(別紙)

警備料金の単価内訳表

1 昼間（実働8時間当たり）の単価

(単位：円)

項目	警備別	交通誘導警備 (※1)		施設警備 (※2)		
		交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	警備員 A	警備員 B	警備員 C
一般管理費 (法定福利費、労務管理費)		ア(基準単価)×0.23				
現場管理費 (安全管理費、宿舍費等)		ア(基準単価)×0.18				
合計 (警備員1名当たりの単価)		ア(基準単価)×1.41				

※1 国土交通省土地・建設産業局が毎年発表する「公共工事設計労務単価」に定める単価のうち、長野県の「交通誘導警備員A」及び「交通誘導警備員B」を適用する。

※2 国土交通省官庁営繕部が毎年実施している、建築保全業務労務単価の実態調査に基づいて決定し公表する単価のうち、隣接する新潟県の「警備員A」、「警備員B」及び「警備員C」の日割基礎単価を適用する。

◎応援派遣を必要とする場合は、宿泊・交通費の実費（広域派遣費）を別途積算するものとする。

2 正規の勤務時間が夜間（22:00～5:00）の場合の1時間当たりの加算額（3に該当する場合を除く）

ア÷8×100分の25

3 時間外（正規の勤務時間を超えて業務を行う場合）の1時間当たりの支給額

ア÷8×100分の25

（夜間（22:00～5:00）に及ぶ場合は、2で定めた加算額を加える）

3-32 災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と日本ケーブルテレビ連盟信越支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等により甚大な被害が発生した場合における臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）開設運用の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小諸市内において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、迅速に本市域に密着した緊急の情報を住民に提供することにより、被害の軽減を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

第3条 甲は、住民に対して災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が必要であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

（運用）

第4条 甲の臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

2 乙は、災害関連情報の放送を行う場合は、甲からの要請に基づき地域に密着した災害関連情報の放送を行うものとする。

3 臨災局の放送終了については、甲乙において協議の上、決定するものとする。

（費用負担等）

第5条 臨災局の運用について発生した費用は、甲が負担するものとし、乙は臨災局運用に掛かる経費の算出根拠に基づき甲と協議のうえ請求するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申立てのないときは、協定期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項については、
甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名捺印の上、各自その1通を
保有するものとする。

平成29年7月31日

記名押印 [略]

3-33 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、小諸市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる資機材
- (2) その他乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続き）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、資機材名・数量・規格・搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）

第7条 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認

のうえ引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 前2条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係わる適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

3 甲が故意又は過失によりレンタルした資機材を損傷した場合は、修繕費又は時価相当額を甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この規定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月20日

記名押印 [略]

様式 [略]

別 表 (第4条-1関係)

No.	資機材名	No.	資機材名
1	発電機 (2～3KVA)	18	ツイントイレ
2	発電機 (10～25KVA)	19	本水洗トイレ
3	インバーター発電機	20	簡易水洗トイレ
4	室内用電圧調整器	21	会議用テーブル
5	トランス昇圧・降圧	22	折イス
6	水中ポンプ	23	ホワイトボード (脚付)
7	エンジンポンプ	24	くず入れ
8	コードリール (屋内用)	25	コピー機
9	コードリール (屋外用)	26	レーザープリンター
10	投光機 (500W・1Kw)	27	ノートパソコン
11	投光機 (2灯式)	28	衛星電話
12	投光機 (4灯式)	29	コードレス電話
13	投光機 (バルーン型)	30	ブルーヒーター
14	軽トラック	31	石油ストーブ
15	組立ハウス	32	ファンヒーター
16	コンテナハウス (3坪クラス)	33	テレビ
17	コンテナハウス (4坪クラス)	34	扇風機

3-34 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、小諸市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、小諸市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条

- 1 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条

- 1 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条

- 1 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を

保有する。

2017年10月20日

記名押印 [略]

(別紙)

ZNET TOWN利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条

1 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条

- 1 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
- 2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、小諸市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	小諸市 B4判住宅地図	5冊
広域図	小諸市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	小諸市 危機管理課危機管理防災係 利用 閲覧地区 ：小諸市	1 I D

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	危機管理課危機管理防災係	住 所：小諸市相生町三丁目 3 番 3 号 電 話：0267-22-1700 F A X：0267-23-8766
	連絡先 2		
乙	連絡先 1	第一事業本部 新潟・長野エリア統括部 長野営業所	住 所：長野市三輪荒屋1151-1 電 話：026-263-3755 F A X：026-263-3977
	連絡先 2	第一事業本部 新潟・長野エリア統括部	住 所：長野市三輪荒屋1151-1 電 話：026-263-3755 F A X：026-263-3977

3-35 小諸市と中部電力株式会社佐久営業所の災害時における相互協力に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社佐久営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「小諸市区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、小諸市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要な活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要な道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要なと認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要な物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（協議会の設置）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため協議会を設置し、

定期的な情報交換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の施設等を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。
 - (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

- 2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：小諸市 総務部 総務課

乙：中部電力株式会社 佐久営業所 契約課

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成30年3月16日

記名押印 [略]

3-36 災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県トラック協会佐久地区輸送協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり、物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の緊急・救援輸送並びに管理、保管、荷さばき及び搬出（以下「物資の緊急・救援輸送、保管等」という。）の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（緊急・救援輸送、保管等に関する要請）

第2条 甲は、物資の緊急・救援輸送を実施する上で、トラック事業者等物流専門家並びに作業員の派遣、荷役機械及び資機材の手配その他乙の応援（以下「物流専門家の派遣等」という。）を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物流専門家の派遣等に関する数量
- (3) 物資積み込み場所及び積み下ろし場所
- (4) 応援を必要とする機関及び活動内容
- (5) 派遣先（災害対策本部、物資輸送拠点等）
- (6) 輸送品目（品名及び量）
- (7) その他参考となる事項

2 甲は、物資の管理、保管、荷さばき及び搬出（以下「物資の管理等」という。）を実施する上で、物流専門家の派遣を必要と認めるときは、乙に対し、前項に掲げる事項を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前2項の規定による甲の要請があったときは、通常業務に優先し、物流専門家の派遣等を可能な限り行うものとする。

4 甲は、乙の行う緊急・救援輸送に使用される事業用トラック、貨物自動車等事業用自動車（以下「トラック等」という。）に対して、緊急車両の指定その他円滑な輸送に必要な措置が講じられるよう努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、物資の緊急・救援輸送、保管等を行った場合には、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 応援に従事した物流専門家の派遣等に関する数量

(2) 走行距離および地点

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第4条 緊急・救援輸送に要した費用（運賃、料金及び有料道路通行料、駐車場使用料等の実費負担額）は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、トラック等に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 物資の管理等に要した費用の対象は、保管料、荷役料及び実費負担額（パレットの使用料等の費用をいう。）とする。ただし、保管料及び荷役料は、災害発生直近における標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 物流専門家の派遣等に要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

5 前4項の規定により甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、一括して請求するものとする。

6 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、乙に対し運賃等を支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(事故等)

第5条 乙が提供したトラック等が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は、速やかにトラック等を交換して緊急・救援輸送を継続するよう努めるものとする。

2 事故の発生等により物資の管理等の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他のトラック等の提供その他の措置により物資の管理等を継続するよう努めるものとする。

3 乙は、物資の緊急・救援輸送、保管等に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(使用者及び第三者に対する責任)

第6条 乙は、トラック等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、トラック等の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙は、フォークリフト、クレーン及びコンベア等事業用荷役機械（以下「フォークリフト等」という。）の稼働に際し、乙の責に帰する理由により、フォークリフト等の使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中のトラック等及びフォークリフト等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

(補償)

第8条 第2条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したことに関し、その者の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、次に掲げる事項を除き、その損害補償については、甲乙は誠意をもって協議するものとする

る。

- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合。
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(相互手配)

第9条 甲の特別な要請がある場合は、乙は、第2条の規定にかかわらず、相互に物資の緊急・救援輸送、保管等を実施することができる。

(連絡体制)

第10条 この協定に基づく物資の緊急・救援輸送、保管等及び物流専門家の派遣等に当たり必要な連絡調整は、原則として甲において実施する。

(情報提供)

第11条 甲乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第12条 この協定に基づく緊急・救援輸送、物資の保管等に関する甲の担当課は、危機管理課とし、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲乙は、毎年、連絡責任者を相互に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかの者がこの協定を終了する旨の意思表示を、書面をもってしない限り、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の改定)

第14条 この協定は、甲乙いずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(実施細目)

第15条 指示命令系統の統一方法、物流専門家の職務内容、第三者の協力体制等、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議の上、別に定める。

(準用)

第16条 この協定に定めのない事項については、「標準貨物自動車運送約款」等を準用するものとする。

(協議)

第17条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月2日

記名押印 [略]

3-37 下水道管路施設 災害時における復旧支援協力に関する協定

小諸市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は小諸市 建設水道部 下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会 中部支部 長野県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域被災）

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降

も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月10日

記名押印 〔略〕

3-38 災害時等における放送に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム佐久平（以下「乙」という。）とは、小諸地域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条および大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求める時の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が必要な時は、同法第57条の規定に基づき、乙に対して災害放送を要請することができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙に対して放送を要請するときにも準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段をとることができない場合に、乙に対し放送を要請することができるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして様式1にて放送の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または他の手段をもって行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲から放送の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り、放送を行うものとする。

3 乙は、放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

（災害情報の提供）

第4条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定するものとする。

(災害に関する広報)

第6条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

3 甲は、災害発生時に備え、乙による災害放送について市民に対し日頃の周知に努める。

(経費の負担)

第7条 乙は甲の要請に基づく災害情報の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし放送期間が長期におよぶ場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(臨時災害放送局)

第8条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託することができる。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その金額は、甲・乙協議により決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲・乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲・乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定書の発効は、令和2年3月13日とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月13日

記名押印 [略]

3-39 災害時等における放送に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムとうみ（以下「乙」という。）とは、小諸地域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条および大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求める時の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が必要な時は、同法第57条の規定に基づき、乙に対して災害放送を要請することができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙に対して放送を要請するときにも準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段をとることができない場合に、乙に対し放送を要請することができるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして様式1にて放送の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または他の手段をもって行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲から放送の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り、放送を行うものとする。

3 乙は、放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

（災害情報の提供）

第4条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定するものとする。

(災害に関する広報)

第6条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

3 甲は、災害発生時に備え、乙による災害放送について市民に対し日頃の周知に努める。

(経費の負担)

第7条 乙は甲の要請に基づく災害情報の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし放送期間が長期におよぶ場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(臨時災害放送局)

第8条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託することができる。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その金額は、甲・乙協議により決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲・乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲・乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定書の発効は、令和2年3月23日とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月23日

記名押印 [略]

3-40 災害時における相互協力に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「小諸市区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、小諸市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月18日

記名押印 [略]

3-41 災害時における被災者支援に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会佐久支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小諸市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のために行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において、「行政書士業務相談」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談及び申請支援業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 甲が乙に要請する支援内容は、前項の第1号から第6号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条第2項に定める方法により行うものとする。

（業務相談対象者）

第3条 乙から行政書士業務相談を受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた小諸市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
 - (2) 災害により小諸市外から同市内に避難した者
 - (3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者で、甲又は乙が必要と認めた者
- （業務相談の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ、SNS等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、長野県行政書士会とも協力して、可能な限り速やかに行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に第4条第1項の要請をするときは、被災者支援のための行政

書士業務相談を実施する場所や日時の調整及び広報に務めるものとする。

(支援行政書士)

第7条 乙は、必要と認めた場合は、長野県その他支部の行政書士に対して、被災者支援の協力を求め、協力に応じた他支部会員(次項において「支援行政書士」という。)に相談業務の実施を依頼することができるものとする。

2 前項の規定により相談業務を行う支援行政書士は、この協定の規定の適用については、乙の会員とみなす。

(損害の補償)

第8条 相談業務の実施に伴い、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(報告)

第9条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第10条 行政書士業務相談は、無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(相互手配)

第11条 甲の特別な要請がある場合は、乙は、第2条の規定にかかわらず、相互に物資の緊急・救援輸送、保管等を実施することができる。

(平常時からの連携)

第12条 甲及び乙は、平常時において、行政書士業務相談を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 相談業務における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び小諸市個人情報保護条例(平成11年3月26日条例第2号)の規定を遵守するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月13日

記名押印 〔略〕

3-42 災害等緊急時における支援協力に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害等緊急時の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等緊急時において、乙が所有又は運用する技術・航空機等を活用した災害状況等の情報収集、避難所運営支援や人員・救援物資等の輸送などを実施することにより、甲の市民の生命及び財産への被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（支援協力の範囲）

第2条 乙が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急時応急対策活動
- (2) 避難所運営支援
- (3) 甲が指定する地域の被害状況等の情報収集
- (4) 救援物資等の輸送
- (5) 被災者、医療関係者、市職員その他甲が指定する者の輸送
- (6) 医師を派遣する必要があるときの派遣活動
- (7) その他甲からの要請のうち、乙が対応可能な活動

（支援協力の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、乙に支援協力の要請を行うに当たっては、甲と乙が別途協議により定めた支援協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第5条 乙は、甲からの要請を受けたときは、直ちに活動可能な範囲において支援協力を実施するものとする。

2 乙は、気象条件その他特別な事情により支援協力ができない場合は、その旨を電話等により速やかに甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第6条 支援協力を要した費用の負担については、甲と乙が別途協議のうえ定めるものとする。

2 経費の算出方法については、支援協力要請の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙で協議して決定するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の職員及び関係者が協力活動により死亡又は

負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に障害を生じた場合において、これを補償しないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から改廃の申入れがないときは、さらに1年間、この協定を継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙で協議を行い決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年12月17日

記名押印 [略]

3-43 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と小諸ホテル旅館業組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、災害発生時において高齢者等特段の配慮が必要な者及びその者に付き添う必要がある者等（以下「要配慮者等」という。）への支援について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請に応じるものとする。

（協力の範囲）

第2条 甲の要請に基づき乙が協力する事項の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点において乙が対応可能なものとする。

- (1) 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の実施に係る乙の組合員等との調整
- (3) その他甲が必要とする事項

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、応諾の可否を回答するとともに、要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員に調査を行い、要配慮者等の受入れが可能な施設をとりまとめ、受入可能施設報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（協力の期間）

第4条 第2条第1号に規定する協力の期間は、乙の組合員の宿泊施設で要配慮者等を受け入れた日から、当該要配慮者等が宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これによりがたい場合は、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

（実績の報告）

第5条 乙は、第2条に規定する協力を行ったときは、業務実施報告書（様式第3号）により甲に実績を報告するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力を要した費用は、甲が負担するものとし、その費用の額及び支払方法等は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（取消料等損害賠償）

第7条 乙及び乙の組合員は、協力要請後に取消しがあった場合においても、甲及び要配慮者等

に対し、取消料等の損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡に必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和3年4月26日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年4月26日

記名押印 [略]

3-44 災害時相互支援等に関する協定書

青木村と小諸市（以下「両自治体」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援体制について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、両自治体の相互支援により、両自治体の住民の生命及び財産への被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（支援の種類）

第2条 支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の受け入れ
- (2) 食料、飲料水、医療品及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供と輸送
- (3) 支援業務に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるものの他、支援対応が可能な活動

（相互支援の窓口）

第3条 両自治体は、あらかじめ支援に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援の要請）

第4条 支援を要請する自治体（以下「要請自治体」という。）は、必要な支援の内容を明らかにして、前条に定める連絡担当者に対して、別に定めた支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第5条 支援要請を受けた自治体（以下「支援自治体」という。）は、直ちに活動可能な範囲において支援の実施に努めるものとする。

2 支援自治体は、気象条件その他特別な事情により支援ができない場合は、その旨を電話等により速やかに要請自治体に連絡するものとする。

（費用の負担）

第6条 支援に要した費用は、原則として要請自治体の負担とする。

2 費用の算出方法については、支援要請の直前における当該地域における適正価格を基準として、両自治体で協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した支援自治体職員及び関係者が支援活動により死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは心身に障害を生じた場合は、支援自治体がこれを補償する。

（情報提供等）

第8条 両自治体は、この協定による支援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じたときは、両自治体で協議を行い決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の1か月前までに、両自治体のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間、この協定を継続するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両自治体の長が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月17日

記名押印 [略]

3-45 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

小諸市長（以下「市長」という。）と長野県建設業協会佐久支部長（以下「支部長」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における小諸市が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務という」）に関して、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、市長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 市長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、市長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は、市長が負担する。

（連絡体制）

第5条 市長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 市長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 市長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部長に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 市長は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を市長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するも

のとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を市長に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、市長が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、市長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに市長及び支部長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 市長と会員とは、小諸市財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市長と支部長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、市長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市長と支部長が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月10日

記名押印 [略]

3-46 災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書

佐久広域連合（以下「甲」という。）、長野県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）及び佐久広域連合規約（平成12年1月25日長野県指令11地第1062号）第2条の広域連合を組織する地方公共団体（以下「丙」という。）は、佐久地域に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）があった場合、感染症の拡大を防ぎ住民生活の安定を回復するための防疫業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等の発生時において、甲及び丙が行う防疫業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び丙は、大規模災害等の発生に際し必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- (1) 公共施設及び指定避難所等の消毒活動
- (2) 水害時等における防疫活動
- (3) 災害ごみの集積場で発生する有害生物の駆除活動
- (4) ネズミ・衛生害虫駆除活動
- (5) 感染症発生時の消毒活動
- (6) 防疫活動に必要な消毒薬その他物品の調達

（要請手続）

第3条 甲又は丙（以下「要請者」という。）は、前条各号に掲げる事項の協力を要請するときは、防疫業務要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、要請者から前条各号に掲げる事項の内容について、事前相談を求められた場合は、無料で実施するものとする。

（防疫活動等の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出動し、要請者の指示により防疫活動等を実施するものとする。

2 前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に要請者の職員が派遣されていない場合は、要請者からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動等を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動等を実施したときは、防疫業務実施報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）を防疫活動等完了の日から2週間以内に要請者に提出するものとする。

とする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により乙が防疫活動等を実施するために要した経費は、要請者が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、要請者及び乙協議のうえ、決定するものとする。

(経費の支払)

第7条 前条の規定により、乙から経費の請求があった場合、要請者がその内容を適当であると認めたときは、速やかに支払うものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく防疫業務に関する連絡責任者を相互に通知し、変更があった場合は速やかに通知するものとする。

2 甲及び乙は、丙の担当課等を事前に把握しておくものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、防疫活動等に際し、乙の責めに帰すべき事由により要請者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、防疫活動等を実施する場合において知り得た情報を、要請者以外の者に漏洩してはならない。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙丙いずれからも協定解消の通知をしない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙丙署名押印のうえ、甲乙1通保有するとともに、丙に対しその写しを交付するものとする。

令和4年2月25日

記名押印 [略]

3-47 災害時における相談業務に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により行うことができる。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第3条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとする。

2 被災者相談業務を実施する場合に、甲乙協議の上、長野県災害支援活動士業連絡会（長野県弁護士会・長野県司法書士会・関東信越税理士会長野県支部連合会・長野県土地家屋調査士会・長野県行政書士会・一般社団法人長野県不動産鑑定士協会・一般社団法人長野県中小企業診断協会・長野県社会保険労務士会（令和2年12月10日現在8団体で構成））と連携して業務を行う必要があると判断した場合には、乙が調整を行うものとする。

3 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交

換等により、連携強化に努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第8条 甲の、本協定に基づく担当課は危機管理課とし、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、毎年、連絡責任者を相互に連絡するものとする。

(損害補償)

第9条 本協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年7月22日

記名押印 [略]

3-48 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人小諸市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、小諸市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小諸市災害応急対策活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被災状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲、乙及び関係機関と協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、小諸市子どもセンター（小諸市与良町六丁目5-2）又は小諸市武道館（小諸市乙1189-1）に設置するものとする。ただし、災害の状況に応じて当該地への設置が困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、甲がその設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被災情報の把握

- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティアの需給調整・活動の指示等
- (5) 災害ボランティア活動の情報発信
- (6) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (7) ボランティア活動保険の加入手続き
- (8) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (9) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (10) 小諸市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ① 被災状況・避難情報
 - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 避難行動要支援者および特に支援を必要とする者の情報
 - ⑤ その他、災害ボランティア活動に必要と甲乙が認める情報
- (11) 関係機関・団体等との間の連絡・調整・仲介等
- (12) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲は、必要に応じ災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等の提供や活動の支援を行う。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲、乙及び関係団体と協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月4日

記名押印 [略]

3-49 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）、浅麓工業企業組合（以下「乙」という。）及び長野県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時等におけるし尿等の収集運搬に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小諸市内で災害が発生した場合における、し尿等の収集運搬の協力に関する事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「し尿等」とは、災害時において処理する必要があるし尿及び浄化槽汚泥、その他の汚水であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があるものと判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害対策本部の方針に基づき応急措置を実施する必要がある場合、乙に対して、し尿等の収集運搬に関する協力要請書（様式第1号）により、協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の連絡手段により要請し、すみやかにし尿等の収集運搬に関する協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、し尿等の収集運搬について甲に協力するものとする。

3 甲が必要とするし尿等の収集運搬を乙のみで対応できない場合は、甲は丙に協力を要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙又は丙は、前条第1項の規定により要請を受けたときは、同条第2項の要請書に記載された指示事項に従い、可能な範囲において優先的に業務を実施するものとする。

（報告及び請求）

第5条 乙又は丙は、甲から要請を受けた業務をすべて完了したときは、し尿等の収集運搬に関する実施報告書（様式第2号）を甲に提出しなければならない。

2 乙又は丙は、第1項の報告書を提出するときは、業務に要した費用について併せて請求するものとする。

（費用の決定）

第6条 前条の規定により乙又は丙が実施したし尿等の収集運搬にかかる費用については、災害の発生直前における乙又は丙の通常価格を基準として、甲、乙又は丙は協議の上決定するものとする。

（費用の精算）

第7条 甲は、第5条第2項の規定による請求がなされたときは、当該請求内容を確認の上、乙又は丙に対し、当該請求のあった日から30日以内に支払わなければならない。

(損害補償等)

第8条 乙又は丙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、小諸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小諸市条例第23号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙又は丙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙は協議して定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成24年11月8日

記名押印 〔略〕

3-50 災害時における避難所ごみの対応支援に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と浅麓工業企業組合（以下「乙」という。）は、災害時における避難所へのごみ箱設置等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小諸市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、甲が乙に対して、ごみ箱等の供給を要請すること及びその手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定に定めるごみ箱等とは、避難所に設置するごみ箱のほか、乙が関連して供給可能な物資をいう。

（支援体制）

第3条 甲と乙とは、あらかじめこの協定に基づく支援の内容について協議し、支援体制を明らかにしておくものとする。

（支援の要請）

第4条 甲は、小諸市災害対策本部の方針に基づき避難所を開設する必要がある場合、乙に対して、甲が指定する避難所に乙が保有するごみ箱等の供給を要請することができる。

2 甲は、乙に対し前項に規定する要請を行う場合、ごみ箱等の設置場所及び設置数その他必要な事項を書面で依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

3 甲は、前項のただし書きの規定により書面以外の方法により、第1項に規定する要請を行った場合は、乙に対して、速やかに要請内容を記載した書面を提出するものとする。

（支援活動の実施と報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、甲に供給できるごみ箱等の種類及び数量を報告し、速やかに保有するごみ箱等を供給するものとする。

2 乙は、ごみ箱等を供給した後、甲に対して、ごみ箱等を設置した場所及び設置数その他必要事項を記載した報告書を提出し、甲の確認を得るものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙がごみ箱等の供給に要した経費（ごみ箱等の運搬及び設置に要した費用を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の単価については、平常時における賃料等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、前項において決定した単価に基づき、甲に経費の請求をするものとする。

4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡担当者）

第7条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定めるものとする。

2 前項の規定に基づき定めた連絡担当者に変更等が生じた場合は、速やかに後任の連絡担当者を定め、相手方に報告するものとする。

(損害補償等)

第8条 甲の要請による支援活動の実施にあたり、乙の従業員が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、小諸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小諸市条例第23号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙は、甲の責に帰さない事由により、支援活動の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協定の解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が文書による相手方に通知するものとする。

2 前項の規定により協定を解除する場合は、甲乙協議の上、解除日を決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月1日

記名押印 [略]

3-51 災害時における物資供給に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負

担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年10月4日

記名押印 [略]

別表 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

3-52-1 上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関する協定書

小諸市長（以下「甲」という。）と株式会社 アクティオ（以下「乙」という。）との間に、上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 小諸市上水道施設の区域内（別添図）で災害等（地震・風水害・噴火・その他事故等）が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害等」という。）に、市民生活に与える影響は大きく、迅速な応急復旧等の対応が望まれるため、甲は乙にその保有する発電機等のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の貸借を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 災害等において、上水道施設の区域内で受電系統他施設に被害が生じ、又は生じる恐れがある場合に、甲は乙に対して、乙の保有機材の貸借を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に貸借し、及び甲の指定する場所への運搬をするように努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（引渡し設置）

第4条 保有機材の貸借に係る引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認のうえ、あらかじめ指定した設置場所において引渡しを受けるものとする。

（費用）

第5条 甲は、保有機材の貸借及びその運搬・保険料等に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用については、乙における通常の価格を基準として、甲乙協議して定める。

（その他）

第6条 この協定書に特に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度、協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年12月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月20日

記名押印 〔略〕

〔小諸防12〕

1599の71

3-52-2 上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関する協定書

小諸市長（以下「甲」という。）と長野工機（株）（以下「乙」という。）との間に、上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 小諸市上水道施設の区域内（別添図）で災害等（地震・風水害・噴火・その他事故等）が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害等」という。）に、市民生活に与える影響は大きく、迅速な応急復旧等の対応が望まれるため、甲は乙にその保有する発電機等のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の貸借を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 災害等において、上水道施設の区域内で受電系統他施設に被害が生じ、又は生じる恐れがある場合に、甲は乙に対して、乙の保有機材の貸借を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に貸借し、及び甲の指定する場所への運搬をするように努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（引渡し設置）

第4条 保有機材の貸借に係る引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認のうえ、あらかじめ指定した設置場所において引渡しを受けるものとする。

（費用）

第5条 甲は、保有機材の貸借及びその運搬・保険料等に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用については、乙における通常の価格を基準として、甲乙協議して定める。

（その他）

第6条 この協定書に特に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度、協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年12月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月20日

記名押印 〔略〕

3-52-3 上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関する協定書

小諸市長（以下「甲」という。）と株式会社 上田技研（以下「乙」という。）との間に、上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 小諸市上水道施設の区域内（別添図）で災害等（地震・風水害・噴火・その他事故等）が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害等」という。）に、市民生活に与える影響は大きく、迅速な応急復旧等の対応が望まれるため、甲は乙にその保有する発電機等のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の貸借を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 災害等において、上水道施設の区域内で受電系統他施設に被害が生じ、又は生じる恐れがある場合に、甲は乙に対して、乙の保有機材の貸借を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に貸借し、及び甲の指定する場所への運搬をするように努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（引渡し設置）

第4条 保有機材の貸借に係る引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認のうえ、あらかじめ指定した設置場所において引渡しを受けるものとする。

（費用）

第5条 甲は、保有機材の貸借及びその運搬・保険料等に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用については、乙における通常の価格を基準として、甲乙協議して定める。

（その他）

第6条 この協定書に特に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度、協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年12月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月20日

記名押印 〔略〕

〔小諸防12〕

1599の73

3-53-1 上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関する協定書

小諸市長（以下「甲」という。）と、株式会社 佐久電気（以下「乙」という。）との間に、上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 小諸市上水道施設の区域内（別添図）で災害等（地震・風水害・噴火・その他事故等）が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害等」という。）に、市民生活に与える影響は大きく、迅速な応急復旧等の対応が望まれるため、甲は乙にそれぞれの水道施設に設置してある発電機等のレンタル機材（以下「機材」という。）の接続等を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 災害等において、上水道施設の区域内で受電系統等に被害が生じ、又は生じる恐れがある場合に、甲は乙に対して、あらかじめ設置してある機材の接続等を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用）

第3条 甲は、機材の接続等に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用については、乙における通常の価格を基準として、甲乙協議して定める。

（その他）

第4条 この協定書に特に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度、協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年12月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月20日

記名押印 〔略〕

3-53-2 上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関する協定書

小諸市長（以下「甲」という。）と、中川電気工業株式会社（以下「乙」という。）との間に、上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 小諸市上水道施設の区域内（別添図）で災害等（地震・風水害・噴火・その他事故等）が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害等」という。）に、市民生活に与える影響は大きく、迅速な応急復旧等の対応が望まれるため、甲は乙にそれぞれの水道施設に設置してある発電機等のレンタル機材（以下「機材」という。）の接続等を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 災害等において、上水道施設の区域内で受電系統等に被害が生じ、又は生じる恐れがある場合に、甲は乙に対して、あらかじめ設置してある機材の接続等を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用）

第3条 甲は、機材の接続等に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用については、乙における通常の価格を基準として、甲乙協議して定める。

（その他）

第4条 この協定書に特に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度、協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年12月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月20日

記名押印 〔略〕

3-53-3 上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関する協定書

小諸市長（以下「甲」という。）と、佐々木保守管理（以下「乙」という。）との間に、上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 小諸市上水道施設の区域内（別添図）で災害等（地震・風水害・噴火・その他事故等）が発生し、又は発生することが予測される場合（以下「災害等」という。）に、市民生活に与える影響は大きく、迅速な応急復旧等の対応が望まれるため、甲は乙にそれぞれの水道施設に設置してある発電機等のレンタル機材（以下「機材」という。）の接続等を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 災害等において、上水道施設の区域内で受電系統等に被害が生じ、又は生じる恐れがある場合に、甲は乙に対して、あらかじめ設置してある機材の接続等を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用）

第3条 甲は、機材の接続等に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用については、乙における通常の価格を基準として、甲乙協議して定める。

（その他）

第4条 この協定書に特に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度、協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年12月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月20日

記名押印 〔略〕

3-54 上水道緊急時の給水相互支援協定書

小諸市長 芹澤 勤と東御市長 花岡利夫 とは、上水道の緊急給水に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小諸市上水道施設と東御市上水道施設とが近接していることから、両者の水道施設(配水管)の接続をおこない、どちらかの水道施設の配水機能が停止し、断水が発生した配水区域に緊急給水を要するとき、相互支援を行うものとする。

(施設整備と費用負担)

第2条 両者の水道施設(配水管)の接続に伴う費用(調査・設計・積算・発注及契約等に掛かる経費並びに工事費)は折半とする。

(送配水手段と配水区域)

第3条 送配水施設については、既設の送配水施設を利用するものとし、小諸市は芝生田配水池水系、東御市は中屋敷配水池水系からの送配水とする。配水区域については、それぞれの配水池が抱える配水区域の配水量と配水能力等を考慮し、別途の配水区域図(資料-1)を基本とするが、送配水の発生時点において配水池能力並びに送配水状況等を掌握するなかで、両者協議のもと配水区域の設定を行うものとする。

(接続管の開閉栓と経費)

第4条 緊急給水が必要となる事態が発生した場合は、送配水の支援要請を市長に行い、両者の上水道職員の立会のもとで接続管の開(閉)栓を行うものとする。開(閉)栓に掛かる経費は支援要請側の負担とする。

(水道料金等)

第5条 水道料金等については、給水量等の算定後、その都度、両者で協議するものとする。

(給水支援に関わる対応責任)

第6条 給水支援に関わる送配水並びに給水及び苦情等の対応については、両者でその対応についての検討・協議を行なうが、その対応責任は事由発生側にあるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日からとし、どちらからも異議の申し出がない限り、継続するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は協定に定めがない事項については、両者協議のうえ決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者署名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年3月25日

記名押印 [略]

3-55 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

小諸市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を

問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年4月21日

記名押印 [略]

3-56 災害時等における食事の供給協力に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と株式会社あんでく（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、林野火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における避難所及び災害対応のための組織（以下「避難所等」という。）への応急的に必要な食事（以下「食事」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生により甲が避難所等を開設した場合に、甲が実施する避難者及び災害対応従事者（以下「避難者等」という。）への食事の提供にあたり、甲が乙に要請する食事の供給に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害の発生時において、甲が実施する避難者等への食事提供において必要とするときは、乙に対し食事の供給について協力を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条の規定による要請は、食事発注書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後に食事発注書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検及び改善に努めるものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、食事供給書（様式第2号）を甲に提出し、食事の優先供給および運搬に努めるものとする。ただし、緊急を要するときは省略することができる。

2 乙は、前条の要請により食事の供給を実施したときは、食事供給報告書（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（食事の運搬）

第5条 食事の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により食事を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき乙が供給した食事の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

3 甲は、前2項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第4号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年11月18日

記名押印 [略]

3-57 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、本協定締結自治体（以下「協定自治体」という。）の区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害応急対策及び災害復旧が円滑に遂行されるよう、被災した自治体の応援の要請に対し相互に応援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 避難生活が長期化する可能性がある場合における民間施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援対策本部)

第3条 被災した自治体への支援が必要であると認めるときは、災害発生後速やかに協定自治体応援対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、あらかじめ協定自治体相互で定める方法に従い、応援が可能である協定自治体（以下「応援自治体」という。）のうちの一自治体に設置するものとする。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置自治体の長とする。
- 4 本部長は、被災した自治体の要請に基づき、協定自治体に対して応援を要請するとともに、協定自治体相互の活動に必要な調整を行うものとする。
- 5 本部長は、応援自治体に対し、本部従事職員の派遣を要請すること、本部の活動に必要な資器（機）材の提供を求めると及びその他の応援を求めることができるものとする。

(応援自治体の体制)

第4条 応援自治体は、被災した自治体への応援が必要と認めるときは、災害発生後速やかに応援体制を整えるとともに、本部の要請に従って応援するよう努めるものとする。

- 2 本部及び応援自治体は、相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 応援自治体は、前各項のほか、本部の活動に必要な協力をするものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災した自治体は、次に掲げる事項を明らかにし、本部に対して文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話その他の方法をもって要請することができるものとし、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 第2条第4号に規定する職員等（以下「派遣職員」という。）の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 第2条第5号及び第6号に規定する応援に必要な事項
- (5) 応援の場所及びその経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体が必要とする事項
（輸送）

第6条 応急物資、派遣職員等の輸送は、原則として応援自治体が行うものとする。

（緊急応援）

第7条 本部は、被災した自治体が応援要請をする時間的余裕がないと判断したときは、第5条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第8条 派遣職員は、被災した自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

（応援経費の負担）

第9条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援自治体から特別の申出がない限り、被災した自治体の負担とし、その金額等詳細については協議して決定する。

2 被災した自治体を経費を支弁する時間的余裕がなく、被災した自治体から要請があった場合は、応援自治体が一時的立替支弁するものとする。

（災害補償等）

第10条 派遣職員に係る公務災害補償等については、原則として応援自治体が行うものとする。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災した自治体が、被災した自治体への往復途中に生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡責任者）

第11条 協定自治体は、本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を協定締結後速やかに指定し、協定自治体間で共有するものとする。

2 人事異動等による内容の変更が生じた場合は、速やかに協定自治体相互で定めた担当自治体に報告するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、協定自治体で協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間満了の1箇月前までに協定自治体が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間その効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、協定自治体の長は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月1日

記名押印 [略]

3-58 災害時における避難施設としての使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、石峠区（以下「甲」という。）の住民等が一時的に株式会社大栄製作所（以下「乙」という。）の所有する施設（以下「乙の施設」という。）を使用するために必要な事項を定めるものとする。

(避難者の受け入れ等)

第2条 乙は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、乙の施設を甲の住民等が一時的な避難施設として使用することを認めるものとする。

2 使用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	株式会社 大栄製作所
施設所在地	小諸市大字加増868番地 1
施設使用範囲	組立工場

3 前項の使用施設範囲以外であっても地域の被害状況に応じて、甲乙協議の上、使用の対象とすることができる。

(避難施設の開設等)

第3条 甲は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、甲の住民等の避難が必要と判断したときは、乙に乙の施設の避難施設としての使用を要請するものとする。

2 甲は、乙の施設の避難施設としての使用を開始したときは、小諸市（以下「丙」という。）に連絡するものとする。

3 丙は、前項に規定する連絡を受けた場合は、可能な範囲において物資の提供等の必要な支援を行うものとする。

(使用期間)

第4条 乙の施設の避難施設としての使用期間は、3日以内とし、以降も避難生活が必要となる場合は、丙が開設する避難所を使用するものとする。

(避難施設の管理運営)

第5条 乙の施設の避難施設としての管理運営は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、第3条に規定する要請を受諾した場合、施設の開錠など必要な措置を速やかに講じるものとし、甲の住民等の使用に可能な限り協力するものとする。

(利用者責任)

第6条 乙は、乙の施設に甲の住民等が避難した際に発生した事故に対する責任を負わない。

(使用料)

第7条 乙の施設の避難施設としての使用料は、無料とする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結した日から効力を有するものとし、甲又は乙から解除の申し出があった場合は、その効力を失う。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この製本3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月12日

記名押印 [略]

3-59 小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と日新電機株式会社東京支社（以下「乙」という。）は、大規模自然災害等（以下「災害」という。）の発生により、小諸浄化管理センター（以下「センター」という。）の処理施設が被災した際の緊急的復旧工事（以下「復旧」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、災害の発生により、小諸市が管理するセンター処理施設の機械・電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じる恐れのある場合において、機械・電気設備の早期機能回復のために要する復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。

第2条（復旧の範囲）

復旧の範囲は、センター処理施設における電気設備の故障又は不具合の調査、復旧計画の策定、応急措置、及び概算復旧額の算定とする。

第3条（復旧の依頼）

甲は、災害の発生によりセンター処理施設の電気設備が被災し、処理機能に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し障害となる特別な事情がない限り同意しなければならない。

2 甲は、乙の同意を確認した後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。

3 乙は、前項による通知を受けたときは、速やかに復旧に着手するものとする。

第4条（契約の締結）

甲が乙に前条第1項の依頼をしたときは、甲及び乙は、前条第2項の書面通知後、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により、機械・電気設備故障復旧等緊急工事請負契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 甲及び乙は、緊急工事完了後速やかに甲乙協議の上、概算復旧額を見直した金額に契約を変更できるものとする。

第5条（協定の期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし期間満了の1ヵ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第6条（雑則）

本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月5日

記名押印 [略]

3-60 停電時における発電機の相互利用に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）、軽井沢町（以下「乙」という。）、御代田町（以下「丙」という。）及び立科町（以下「丁」という。）は、下水道処理施設の停電時に対応するため、発電機の相互利用について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、局地的な災害の発生により、甲、乙、丙及び丁が管理する下水道処理施設が停電した際、電気設備の早期機能回復のため、甲、乙、丙及び丁が所有する発電機の相互利用について、基本的な事項を定めるものとする。

（相互利用する自治体の範囲）

第2条 相互利用する自治体の範囲は、（公財）長野県下水道公社に、北佐久地区の各自治体が管理する下水道処理場を広域的一括管理委託している甲、乙、丙及び丁の自治体とする。

（相互利用する災害の種類）

第3条 相互利用する災害の種類は、甲、乙、丙及び丁いずれかの地域で局地的に発生した集中豪雨等とする。

（発電機使用に係る費用）

第4条 発電機の使用料及び運搬費については無償とする。ただし、発電に要する燃料費については、使用した自治体が負担するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲、乙、丙及び丁から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（雑則）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合には、甲、乙、丙及び丁の協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁の記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月25日

記名押印 〔略〕

3-61 災害時の支援に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と小諸グリーンサービス株式会社（以下「乙」という。）とは次のとおり災害時の支援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小諸市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が行う災害時の支援を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、乙が支援を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 倒壊家屋の解体工事
- (2) (1)に関わる廃棄物の運搬・保管・処理
- (3) クリーンヒルこもろへの避難者の受け入れ
- (4) 上記に関わる必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から支援の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って支援に従事するものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲、乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

前項の規定により、甲が負担する費用の清算単価は、災害発生における実勢単価とする。

（相手方に対する損害賠償）

第5条 乙の現場活動中における災害については、甲が責任を負うものとする。

2 甲は、支援従事中に乙が災害を受けたときは、小諸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小諸市条例第23号）の規定に準じて補償を行うものとする。

3 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 支援従事中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条の規定に基づき支援に従事した場合は、次の各号に掲げる項目をもって甲に報告するものとする。

- (1) 支援に従事した人員及び名簿
- (2) 支援に従事した人員のそれぞれの応援に従事した時間
- (3) 支援に使用した機械類の使用時間数

(4) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を報告するものとする。

(費用等の請求)

第8条 乙は、第4条に規定する費用及び第5条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めにより行うものとする。

(支払)

第9条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲、乙のいずれから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとする。

この協定の締結の証として、本書5通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

記名押印 [略]

3-62 小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する変更協定書

小諸市（以下「甲」という。）と三機工業株式会社（以下「乙」という。）は、大規模自然災害等（以下「災害」という。）の発生により、小諸浄化管理センター（以下「センター」という。）の処理施設が被災した際の緊急的復旧工事（以下「復旧」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、災害の発生により、小諸市が管理するセンター処理施設の機械設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じる恐れのある場合において、機械設備の早期機能回復のために要する復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。

第2条（復旧の範囲）

復旧の範囲は、センター水処理施設及び汚泥処理施設における機械設備の故障又は不具合の調査、復旧計画の策定、応急措置、及び概算復旧額の算定とする。

第3条（復旧の依頼）

甲は、災害の発生によりセンター水処理施設及び汚泥処理施設の機械設備が被災し、処理機能に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し障害となる特別な事情がない限り同意しなければならない。

2 甲は、乙の同意を確認した後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の同意をしたときは、速やかに復旧に着手するものとする。

第4条（契約の締結）

甲が乙に前条第1項の依頼をしたときは、甲及び乙は、前条第2項の書面通知後、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により、機械設備故障復旧等緊急工事請負契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 甲及び乙は、緊急工事完了後速やかに甲乙協議の上、概算復旧額を見直した金額に契約を変更できるものとする。

第5条（協定の期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし期間満了の1ヵ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第6条（元協定書について）

甲乙間にて、締結した平成26年1月31日付「小諸市浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する協定書」については、本協定書成立により失効するものとする。

第7条（雑則）

本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月24日

記名押印 〔略〕

3-63 災害時における飲料水提供に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 小諸市内において震度5弱以上の地震または同等以上の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、乙に対し飲料水の提供を要請し、乙は当該要請に基づき飲料水を供給する。

2 前項において乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すほか、道路不通及び停電時により供給に支障が生じた場合の体制を甲と協議の上、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の発動）

第3条 この協定に定める災害時における協力事項は、原則として、甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）又は対策支部（災害対策支部並びに国民保護対策支部及び緊急対処事態対策支部をいう。）を設置し、飲料の提供が必要となったときをもって発動する。

（要請の手続き）

第4条 甲は市内に震度5弱以上の地震または同等以上の災害が発生し、緊急と判断した場合、協定における物資の提供を乙に要請し、甲の指定する避難所などへ納入する。後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、乙の特別な理由によって甲の要請に対応できない場合であっても、乙はその責めを負わない。

3 第2条1項の規定による飲料水提供により発生した費用は、原則として甲の負担とする。

（協定の解除）

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても甲は賠償の責を負わないものとする。

- (1) 役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者又は経営若しくは運営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。が小諸市暴力団排除条例（平成23年小諸市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が業務に関し、暴力団等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団等、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 乙が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して自動販売機の撤去を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (9) 次条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前項の規定により自動販売機を撤去することとなった場合においては、乙は、自動販売機の撤去に係る一切の費用を負担しなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第6条 乙は、自動販売機の設置に当たって、暴力団等による不当若しくは違法な要求又は協定の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに所轄の警察署に届け出なければならない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、令和7年6月19日から令和8年6月18日までとする。ただし、期間満了の際、甲、乙に異議なき場合は、1年間延長し以後もこの例による。

2 この協定を解除しようとするときは、前項に規定する協定満了の日の2箇月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙が誠意を持って協議決定する。

この協定締結の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月19日

記名押印 [略]

3-64 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小諸市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる小諸市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、小諸市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名、押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年7月9日

記名押印 [略]

3-65 災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書

小諸市（以下「甲」という。）と小諸市測量設計業連絡協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小諸市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務等を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は防災計画に基づき、応急対策等を実施する必要がある場合は、乙に対し次の事項の協力を要請できるものとする。

- (1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関する業務
- (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務

（応急対策業務の実施）

第3条 乙は甲から応急対策等の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急対策業務に従事するものとする。

（応急対策業務の実施体制）

第4条 乙は第2条の応急対策業務を早期に実施できるよう、事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策業務に要した経費は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

（損害補償）

第6条 第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、乙の責任において対応するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条の規定により応急対策業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施期間及び場所
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務に従事した所属会員名
- (4) その他必要な事項

（費用の請求）

第8条 乙は、第5条に規定する費用を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第9条 甲は、前条の規定により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年7月9日

記名押印 [略]

3-66 災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定

小諸市（以下「甲」という。）と一般社団法人ドローン減災士協会長野支部（以下「乙」という。）は、災害時等におけるドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小諸市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生するおそれがある場合における被災現場等での支援活動、復旧活動および平常時における防災啓発事業等への協力（以下「支援活動等」という。）に関し、航空法第132条の92の適用を受けて行うドローンの飛行を含め、ドローンを使用して実施する支援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動等の内容）

第2条 前条の支援活動等の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 航空画像及び画像情報の収集による被災状況の調査
- (2) 収集したデータ情報の処理、加工、提供
- (3) 物資の運搬
- (4) 避難誘導支援
- (5) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練等への協力
- (6) ドローン利活用のための人材育成への協力
- (7) 前各号に規定するもののほか、甲が乙と協議のうえ、決定した事項

（支援活動等の要請）

第3条 甲は、乙による支援活動等が必要となったときは、支援活動等要請書（様式第1号）により協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（航空法等における許可等）

第4条 乙の活動に際して、航空法に定める特例に該当する場合には航空情報の発行手続きを行うものとし、支援活動等を行う場合には飛行許可承認手続きを行うものとする。

2 前項の手続き等については、乙が行うものとする。

（支援活動等の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に乙の構成員を派遣する。

2 乙は、甲の指揮監督に従い、支援活動等を実施する。

3 乙は、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努める。

4 乙は、支援活動等が完了した場合、支援活動等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

5 甲及び乙は、第3条及び前項の規定により、要請または報告した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により通知し、その後速やかに文書により通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が支援活動等の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故の報告）

第7条 乙は、支援活動等にあたり事故があったときは、甲に対して文書により報告し、甲及び乙が協議の上、適切な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第8条 支援活動等の実施について甲又は乙に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 乙は、支援活動等にあたり、必要な損害賠償保険等に加入しているドローンを使用するものとする。

3 乙の保有するドローンが協力活動中に破損、紛失等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該ドローンについて機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ損害の生じた原因が甲の故意、指示又は重大な過失によるものが明らかである場合は、この限りではない。

4 乙は、支援活動等の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

5 甲及び乙両者は、損害賠償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

（補償）

第9条 本協定に基づき、乙が実施する支援活動等に従事した者が、活動に従事したことに関し、その者の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、次に掲げる事項を除き、その損害賠償については、甲乙は誠意をもって協議するものとする。

(1) 支援活動等に従事する者の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は支援活動等に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(機密保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。支援活動等が終了又は解除されたのちについても同様とする。また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(支援技術の維持向上)

第12条 乙は、平常時より支援活動に必要な技術の維持、向上に努め、甲は可能な範囲で乙の活動の支援を行うものとする。

(著作権の譲渡)

第13条 乙は、第2条の措置により収集した映像及び画像等のデータに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲へ成果品として提供する際に無償譲渡する。

2 乙は、支援活動等により撮影した映像等を、甲の許可なく第三者へ公開してはならない。

(連絡先等の報告)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合には、連絡責任者確認票（様式第3号）により相互に通知するものとする。

3 乙は、自らの保有するドローンの運用に関する緊急時対応マニュアル並びに航空法第11章に規定する登録番号及び技能証明書の内容を甲に通知するものとする。

4 本条の規定による通知は、各年度当初及び通知の内容に変更があった場合において、同様とする。

(協議)

第15条 この協定書に定めがない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかの者がこの協定を終了する旨の意思表示を、書面をもってしない限り、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月14日

記名押印 〔略〕

4 通信・放送関係

4-1 小諸市防災行政無線通信施設概要

同報系

親局（市役所に設置）

- ・市民に防災・行政情報を屋外拡声子局、戸別受信機を介して放送するものである。

中継局（川辺地区設置）

- ・市全域に電波が届くよう中継局を設けて、親局からの電波を受信して送信するものである。

屋外拡声子局（101ヶ所設置）

- ・避難場所、公民館等に鋼管柱（一部は火の見塔を利用）を建てて親局からの電波を受信して、拡声用のスピーカーで放送するもので、主に屋外にいる人に通報することを目的としたものである。
- ・親局からの拡声通報だけでなく、子局内蔵のマイクロホンで放送できる。また、停電時は内蔵の蓄電池が作動するので放送ができる。

戸別受信機

- ・公共施設内等に受信機を設置して、屋外拡声子局で伝達できない範囲をカバーするものである。
- ・停電時は内蔵の乾電池で作動する。また、乾電池で作動するので屋外へ持ち出すことも可能である。

遠隔制御装置（2ヶ所設置）

- ・離れた場所から遠隔制御するもので、小諸警察署、小諸消防署から放送できる。

4-2 欠

4-3 報道機関

名 称	住 所	電 話 番 号
信越放送上田放送局	上田市中央1-6-27	0268-24-2141
信濃毎日新聞社小諸支局	小諸市東雲一丁目1-11	22-0480
読売新聞社上田通信部	上田市上田2026-5-102号	0268-22-0057
毎日新聞社佐久通信部	佐久市安原996-5	0267-68-2175
朝日新聞社佐久支局	佐久市中込2962-17	0267-62-1171
中日新聞社長野支局	長野市中御所岡田64-5	026-223-1456
産経新聞社長野支局	長野市北石堂町1182-3階	026-223-1212

4-4 広報車両

所 管	所 属	台 数	備 考
小 諸 市	財 政 課	11	
	上 水 道 課	2	
小諸市消防団	消 防 課	1 21	本部車 1分団（1・2・3・6・8部） 2分団（1・3・5部） 3分団（菱野・滝原・諸部） 4分団（2・3・5部） 5分団（耳取部） 6分団（1・2・4部） 7分団（井子部）

5 医療救護関係

5-1 医療機関

医療機関名	診療科目	所在地	病床数	電話番号
医療法人山月会 小諸医院	内、消内、循内、外、 消外、肛外、小、リハ ビリ	荒町2丁目1-1	19	22-0250
長野県厚生農業 協同組合連合会 浅間南麓こもろ医療セ ンター	内・呼内・循内・糖尿 病内・内分泌内・腎臓 内・脳神経内・外・消 外・乳腺外・小外・肛 門・整外・脳神経外・ 形成外・麻酔・精神神 経・リウマチ・小・皮・ 泌尿器・産婦・眼・耳 鼻・リハビリ・放射線・ 病理診断・歯科口腔外	相生町3丁目3-21	246	22-1070
小諸高原病院	精・内・小	甲4598	340	22-0870
関医院	眼・内	大手2丁目4-7		22-2205
佐々木医院	耳	南町1丁目3-7		22-0503
市川医院	内・呼内	市町5丁目3-8		25-1200
清秀会 甘利医院	内・小・循内・リウマ チ・リハビリ	与良町3丁目4-17		22-0729
医療法人武重医院	内・小・循内	本町2丁目2-13		22-0171
須江医院	内・皮	赤坂1丁目6-13		22-2060
矢島医院	内・糖尿病内・内分泌 内	乙女6-11		22-8148
佐藤外科医院	外・内・胃・皮・ペイ ンククリニック	鶴巻1丁目1-14		22-0334
白田医院	内・外・整外・リハビ リ	御影新田2131-11		22-0483
浅間南麓こもろ医療セン ター附属美里診療所	内	耳取1003-1		22-0901
柳橋脳神経外科	脳神経外・外・整外・ 放射線・リハビリ・神 経	諸350	19	22-6131
高橋内科医院	内・消内	古城2丁目2-26		23-8110
ひかり医院	内・小	御幸町1丁目10-20		22-8878
桜井クリニック	内・肛・胃・外	滋野甲560-1		26-1188
東小諸クリニック	内・放・眼	御影新田2743-1		25-8104

小諸南城クリニック	内・消内・呼内・アレルギー	小原甲1639-1		26-5222
小岩井整形外科	整外・リウマチ・リハビリ	御影新田1585-4		26-6788
鳥山クリニック	内・脳・外・リハビリ	八満187-1		26-0308
花岡レディースクリニック	産・婦	市町5丁目4-16	19	23-4103
清秀会 甘利医院わだ	内・小・循内・感内	和田814-7		26-5500
Aiクリニック整形外科 ・リハビリテーション科	整外、リハビリ	諸303		25-0555